

第百二回 参議院 地方行政委員会 會議録第八号

昭和六十年三月二十八日(木曜日) 午後一時四十九分開会

委員の異動

三月二十六日

梶原 敬義君

補欠選任 佐藤 三吾君

三月二十七日

上田 稔君

補欠選任 嶋崎 均君

三月二十八日

加藤 武徳君

補欠選任 石井 道子君

嶋崎 均君

佐藤栄佐久君

出席者は左のとおり。

委員長 金丸 三郎君

理事 岩上 二郎君

委員 松浦 功君

上野 雄文君

委員 三治 重信君

井上 孝君

委員 石井 道子君

大河原太一郎君

委員 上條 勝久君

古賀雷四郎君

委員 佐藤栄佐久君

出口 廣光君

委員 吉川 芳男君

佐藤 三吾君

委員 志吉 裕君

丸谷 金保君

國務大臣

自治 大臣

中野 明君

政府委員

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

土田 栄作君

自治省行政局長

吉住 俊彦君

自治省財政局長

中島 忠能君

自治省税務局長

花岡 圭三君

事務局側

常任委員会専門員

高池 忠和君

説明員

建設省道路局路政課長

原 隆之君

本日の會議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

三月二十六日、梶原敬義君が、また、二十七日、上田稔君が委員を辞任され、その補欠として佐藤三吾君、嶋崎均君がそれぞれ選任されました。

○委員長(金丸三郎君) 地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。古屋自治大臣。

○國務大臣(古屋亨君) ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、最近における地方税負担の状況及び地方財政の実情にかんがみ、その負担の公平適正化を図るため、個人住民税均等割の税率の見直し、事業税における新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止等地方税における非課税等特別措置の整理合理化等を行うとともに、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人事業税の事業主控除額の引き上げ、不動産取得税の新築住宅に係る課税標準の特例控除額の引き上げ等を行い、並びに固定資産税及び都市計画税の評価がえに伴う負担調整措置を講じ、あわせて自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例措置の適用期限を延長するほか、日本国有鉄道の特例納付する市町村納付金の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、昭和五十五年以降以来据え置かれてきた均等割の税率について、その後の物価水準の推移等を勘案し、その見直しを行うとともに、住民負担の軽減を図るため、控除対象配偶者等の所得要件の緩和等の措置を講ずることとしたしております。

次に、法人の道府県民税及び市町村民税につきましても、民間における試験研究の促進を図ることにより、地域振興に資するため、法人税割の課税標準である法人税額について、基礎技術開発研究用資産の取得価額等に係る法人税額の控除後の額とすることとしたしております。

その二は、事業税についての改正であります。事業税につきましては、新聞業等七事業に係る非課税措置について、創設以来長期間を経て社会経済情勢が著しく変化していること等にかんがみ、これらを廃止することとしたしております。なお、これらの事業につきましても、長期間にわたり非課税措置が講じられていた経緯を考慮して、その廃止に伴う税負担の激変緩和を図るため、三年度間、従来の非課税事業に係る所得金額から、その二分の一に相当する額または年三百五十万円のいずれか多い額を控除することとしたしております。

また、個人事業者の負担の軽減を図るため、事業主控除額の引き上げ等を行うこととしたしております。

その三は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅建設の促進を図るため、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額の引き上げを行うこととしたしております。

また、外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を目的とする公益法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産について、一定の要件のもとにその納税義務を免除する等の措置を講ずるとともに、地方住宅供給公社が譲渡する土地または住宅に係る課税の特例を廃止する等特例措置の

整理合理化を行うことといたしております。

その四は、自動車税及び軽自動車税についての改正であります。自動車税及び軽自動車税につきましては、電気自動車に係る軽減税率を、現行の昭和五十四年度改正前の本則税率から昭和五十九年度改正前の本則税率に改めるとともに、ミニカーに係る軽自動車税の標準税率を改めることといたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

まず、宅地等及び一般農地に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額につきましては、評価がえに伴う負担の調整を図るため、昭和六十年評価額の昭和五十九年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすることといたしております。

その他、自動車事故対策センターが自動車事故の後遺障害者の治療及び養護の用に供する一定の固定資産について非課税とする等の措置を講ずるとともに、新築住宅に係る税額の減額措置等の適用期限を延長する一方、通信・放送衛星機構の業務用償却資産に係る課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、これを廃止する等特例措置の整理合理化を行うことといたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。

まず、昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得された土地のうち、未繰引きの都市計画区域内に所在する土地及び都市計画区域外に所在する土地で、その保有期間が十年を超えるものにつきましては、市街化調整区域内に所在する土地と同様に特別土地保有税を課さないことといたしております。

また、三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る特別土地保有税の課税の特例措置の適用期限を三年

間延長することといたしております。

その七は、自動車取得税についての改正であります。自動車取得税につきましては、地方道路財源の確保を図るため、軽自動車以外の家用自動車に係る税率の特例措置等の適用期限を三年延長することといたしております。

その八は、軽油引取税についての改正であります。軽油引取税につきましては、地方道路財源の確保を図るため、税率の特例措置の適用期限を三年延長することといたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道の市町村納付金につきましては、納付金算定標準額の特例措置の適用期限を二年延長すること等の改正を行うことといたしております。

このほか所要の改正を行うことといたしております。以上の改正の結果、明年度におきましては、個人の事業税の事業主控除額の引き上げ等により三百五十七億円の減収となる一方、個人住民税均等割の税率の見直し等により六百八十四億円の増収が見込まれ、差し引き三百二十七億円の増収となる見込みであります。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金九三郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。矢野税務局長。

○政府委員(矢野浩一郎君) ただいま説明されました地方税法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正であります。

まず、道府県民税の改正であります。第二十三条第一項第四号の改正は、租税特別措置法の一部改正に伴い、法人税割の課税標準である法人税額について、規定の整備を図らうとする

ものであります。

第二十三条第一項第七号及び第八号の改正は、配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者または扶養親族の給与所得等の限度額を現行の二十九万円から三十三万円に引き上げようとするものであります。

第三十二条第四項の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の四十万円から四十五万円に引き上げようとするものであります。

第三十四条第一項第三号の改正は、政府管掌健康保険等の付加的給付事業に係る被保険者の負担金を社会保険料控除の対象としようとするものであります。

第三十八条の改正は、個人の均等割の標準税率を現行の五百円から七百円に引き上げようとするものであります。

第五十三条第四項の改正は、法人税において繰り戻し還付がなされた場合の法人の道府県民税に係る繰越控除の控除限度額について、電子機器利用設備を事業の用に供しなくなった場合に加算された法人税額を控除した金額としようとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の四第二項の改正は、新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

なお、経過措置として、附則において、三年度間、従前の非課税事業に係る所得金額から、その二分の一に相当する額または年三百五十万円のいずれか多い額を控除することといたしております。

第七十二条の十七第三項第一号の改正は、白色申告者の専従者控除の控除限度額を現行の四十万円から四十五万円に引き上げようとするものであります。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正は、事業主控除額を現行の二百二十万円から二百四十万円に引き上げようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の十四第一項の改正は、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を現行の四百二十万円から四百五十万円に引き上げようとするものであります。

第七十三条の二十七の八は、外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を目的とする公益法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産について、一定の要件のもとに、その納税義務を免除しようとするものであります。

第七十三条の二十八の改正は、地方住宅供給公社が譲渡する土地または住宅に係る不動産取得税の課税の特例を廃止しようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。第二百九十二条第一項第四号、第七号及び第八号の改正は、道府県民税と同様であります。

第三百十條の改正は、個人の均等割の標準税率を、人口による市町村の区分に応じ、現行の二千円、千五百円または千円からそれぞれ二千五百円、二千円または千五百円に引き上げるとともに、その制限税率をそれぞれ三千二百円、二千六百円または二千円に引き上げようとするものであります。

第三百十三條第四項、第三百十四條の二第一項第三号及び第三百二十一條の八第四項の改正は、道府県民税と同様であります。

次は、固定資産税の改正であります。第三百四十八條第二項第十一号の改正は、自動車事故対策センターが自動車事故の後遺障害者の治療及び養護の用に供する一定の固定資産について非課税としようとするものであります。

第三百四十九條の三の改正は、一般自動車道構築物に係る課税標準の特例措置について新たに適用期限を付し、附則に規定するとともに、貿易研修センターの業務用固定資産に係る課税標準の特例措置を縮減しようとするものであります。

第三百八十九條第一項の改正は、配分資産に電気通信の用に供する固定資産を加えようとするものであります。

第九二二

次は、軽自動車税の改正であります。

第四百四十四条第一項第一号の改正は、ミニカーに係る標準税率を現行の千円から二千五百円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第五百八十六条第二項第一号の改正は、高度技術工業集積地域開発促進法に基づく高度技術工業集積地域において新増設された一定の工場または研究所の敷地の用に供する土地について非課税としようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

第七百一条の四十一第一項の表の第十号の改正は、日本開発銀行等から資金の貸し付けを受けて設置される総合的な購買施設に対する新増設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四条第一項及び第五条第三項の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の株式等の配当所得に係る課税の特例措置及び証券投資信託の収益の分配に係る配当控除の特例措置について、これを当分の間存置しようとするものであります。

附則第八条は、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額について、基礎技術開発研究用資産の取得価額または中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の控除後の額としようとするものであります。

附則第十条第一項の改正は、農林漁業団体の発電所または変電所の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十条の二第二項は、一定の新築住宅用土地の取得に係る不動産取得税の減額措置について、昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に土地の取得が行われたときに限り、その適用要件を住宅新築後二年以内における土地の取得に緩和しようとするものであります。

附則第十一条第二項から第五項までの改正は、不動産取得税に係る課税標準の特例措置を改めよ

うとするものであります。まず、農用地利用増進法の規定による利用権設定等促進事業により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づく林地等交換分合及び協定関連交換分合により取得する土地について、昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に土地の取得が行われたときに限り、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。また、解散前の日本専売公社が作成した計画に基づく補助に相当する補助を受けてたばこ耕作組合等が取得する葉たばこの生産のための共同利用に供される施設について、控除すべき額を縮減の上、昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に当該施設の取得が行われたときに限り、現行の日本専売公社の補助に係る特例と同様の課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

附則第十一条の四第一項、第三項及び第五項から第十四項までの改正は、不動産取得税に係る税額の減額措置を改めようとするものであります。まず第一は、市街化区域農地を譲渡した者が引き続き農業を営むために取得する市街化区域外にある土地、特定市街化区域農地を転用して新築した貸し家住宅及び住宅街区域整備事業の施行に伴い特定市街化区域農地の所有者等が取得する賃貸用施設住宅に係る減額措置について、減額すべき額を縮減の上、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

第二は、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る減額措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

第三は、入会林野整備等により取得する土地に係る減額措置について、その適用対象を引き続き三年以上入会林野整備計画等に適合する利用をした場合における当該土地の取得に限ることとした上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

第四は、特定産業構造改善臨時措置法に基づく現物出資または営業の譲渡により取得する不動産に係る減額措置について、その適用対象を営業の譲渡の場合に限ることとした上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

第五は、農住組合が行う交換分合により取得する土地について、交換分合後五年以内に農住組合が宅地造成事業を開始した場合に限り税額を減額することとし、その適用期限を昭和六十二年三月三十一日までとしようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、電気自動車に係る自動車税の軽減税率について、現行の昭和五十四年度改正前の本則税率から昭和五十九年度改正前の本則税率に改めるとともに、その適用期限を昭和六十一年度まで延長しようとするものであります。

附則第十五条第四項から第二十二項までの改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、通信・放送衛星機構の業務用償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止し、地方鉄道の乗降場の延伸工事により敷設された構築物並びに心身障害者を多数雇用する事業所の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。また、国際電信電話株式会社国際放送の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置を設けるとともに、営業用倉庫等、省エネルギー設備、地域エネルギー利用設備及び沖縄電力株式会社事業用償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十六条の改正は、固定資産税に係る税額の減額措置を改めようとするものであります。まず、新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期限を三年延長するとともに、特定市街化区域農地の所有者等が新築した貸し家住宅及びその敷地の用に供する土地に係る減額措置について、貸し家住宅に係る適用期間を縮減の上、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

また、市街地再開発事業及び住宅街区整備事業の施行により従前の権利者が取得した施設建築物及び施設住宅に係る減額措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十七条の改正は、次に説明いたします土地に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に關し、必要な事項について定義しようとするものであります。

附則第十八条、第十八条の二及び第十九条の改正は、宅地等及び一般農地に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年度分の固定資産税について、昭和六十年年度評価額の昭和五十九年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じ、それぞれ前年度分の税額の一定割合を限度とする段階的な負担調整措置を講じようとするものであります。

附則第十九条の四の改正は、三大都市圏の特定の都市に所在する市街化区域農地のうち、既適用市街化区域農地及び昭和五十九年度までに新たに課税の適正化措置の対象となった市街化区域農地に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年度分の固定資産税について、宅地等に準じた負担調整措置を講じようとするものであります。

附則第二十五条、第二十六条及び第二十七条の改正は、宅地等、一般農地並びに既適用市街化区域農地及び昭和五十九年度までに新たに課税の適正化措置の対象となった市街化区域農地に係る昭和六十年から昭和六十二年までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の負担調整措置を講じようとするものであります。

附則第三十条の二の改正は、ミニカーに係る軽自動車税の税率について、昭和六十年二月十五日前に取得したミニカーには現行税率を適用することとするるとともに、電気自動車に係る軽自動車税の軽減税率について、現行の昭和五十四年度改正前の本則税率から昭和五十九年度改正前の本則税率に改めるとともに、その適用期間を昭和六十一年度まで延長しようとするものであります。

は性格も経済力等も異なる団体の集まりでございます。全体として地方税が伸びを示したとしても、これは所によつてかなりのやほり違いがあるということでございます。したがって、全体だけをごらんをいたしても、これはそのまま国家財政の場合とは違つて、それだけで地方財政がよくなったとかいうようなことを直ちに判断すべきではない。地方団体によりましては収税の伸びが非常に低くて財政運営上極めて困難なところもございませう。あるいは公債費率等が高く、非常に財政が窮乏を深めているところもあるわけでございます。こういったミクロの集まりということがやはり地方財政の難しい点でございます。このこととあわせて十分私どもとしてのPRもし、御認識をさせていただくように努めていく必要があるかと考えておるところでございます。

○国務大臣(古屋亨君) 今政府委員からお答えしたところでございますが、私どもの認識は、先ほど先生お話しになりましたように、五十七兆という借金を抱えておる、そうしてまた公債負担率も二〇%以上のものが八百二十団体あるというような状況からいまして非常に厳しいものと考えておりますが、しかし今度の地財計画におきまして、御指摘がありましたように、歳出の節減合理化を徹底的に行つておるといふような関係で地方財政の余裕論が私は出ておることもまた否定できないところと考へております。地域の状況、三千三百の個々の状況ということも今申し述べましたようにございまして、あるいはあわせて地方団体の現在の財政規模というものをいろいろ考へまして歳出を徹底的に抑制しておるといふ観点からいたしまして、そういうような豊かという判断が出ておるといふことはまことに残念でございますが、しかし今後数字の上で相当勝負しなければならぬと思つたので、今税務局長が申しましたように、今後そういうような状況につきましても十分できるだけ私ども努力をいたしまして、その実質、実際の内容について周知徹底を図つてまいる気持ちでございます。

○上野雄文君 次に、不公平税制の是正という立場から幾つか御質問をしたいと思つたのであります。

最初に、去年の十二月に出された政府税調の答申との関連についてでありますけれども、まず住民税の利子所得等に対する課税の問題です。この課税貯蓄について住民税が課税されていないわけでありまして、税負担の公平の面から見て問題であります。

それで、「総合課税を行う方式又は都道府県が現年分離課税を行う方式により住民税を課税すべきであるとの意見、費用、効率の観点から、所得税に上乗せして課税し、譲与税として配分することと考へられるとの意見が」出されて、「当調査会としては、「税負担の公平を図る見地から住民税を課税すべきである」、こういうふうな指摘をしていられるのです。なお書きがくついてもおりまされども、それらは「徴収事務簡素合理化の観点からも踏まえ、さらに、検討すべきである」、こういうふうになつておられますけれども、この点についてはかねてから議論されているわけでありまして、自治省内部でもいろいろな論文を読ませていただきますと、かなり突っ込んだ研究があるわけです。それがこし顔を出してこないというのには不思議なうちのひとつだと言つてもいいのではないかと、こう思うわけですけれども、それについて、どういふことから取り上げられないようなことになつてしまつたのか、自治省の立場からの経緯を述べてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(矢野浩一郎君) 所得税におきまして源泉分離課税を選択した利子所得等に対して住民税が課税されていないことについては、かねてより地方団体及びその関係者からこの点については、一つは国税、地方税間の税源配分の不公平問題がある、それから地域住民の間においても、給与所得あるいは事業所得等のある方は住民税を納めるが利子所得については納めていない、これは地域住民間の不公平だといふような観点から、かねてより強い要望があつたわけでございます。

この問題につきましては、多年議論の結果、御案内のグリーンカード制による総合課税システム、これが昭和五十年代半ばに制度化されました、所得税ともども総合課税を住民税でも行うことができるということは一たんはなつたわけでございます。これで一たん問題は決着したかに見えたわけでございますが、御案内のようないきさつをたどりましてグリーンカード制による総合課税の仕組みというものが凍結をされ、今回限度管理の強化を行うことでグリーンカード制が廃止をされるということになつたわけでございます。この点をめぐりまして税制調査会でもいろいろ御議論がございました。

私どもの方の立場から言へば、一たん解決を見た利子配当所得等に対する住民税の課税問題について、これがまた源泉分離課税が所得税において引き続き存続するということになりまして、しかも所得税においてはそういうグリーンカード制による総合課税が行われないということになつた場合において住民税をどうするかという問題は、いわばそういう意味では振り出しに戻つてのまた議論が行われるということになつたわけでございます。税制調査会答申を今引用されたところでございますが、これを見ますと、税制調査会では実は賛否両論の激しい意見が交わされたところでございまして、必ずしも住民税に課税をする必要はないという意見もあれば、一方、先ほど申し上げたような負担公平の見地から、あくまでも住民税は課税すべきであるという考へ方、またその方式についてもいろいろ議論がございまして。

結論として、先ほど御指摘のようになつた調査会としては、基本的には、税負担の公平を図る見地から住民税を課税すべきである」といふ考へ方をまず示して、ただ、「なお解決すべき問題があり、国税・地方税を通ずる徴収事務簡素合理化の観点をも踏まえ、さらに、検討すべきである」と考へる。」「こういうお答えになつたわけでございますが、なお解決すべき問題と申しますのは、こう

いった住民税ということになりますと、これは市町村単位に原則としては把握していかなければならぬ、それをどうするか。それが難しければ、それでは府県単位にできないのか。府県単位ということになりますと、住民税が住所主義というものをとつておりますので、必ずしも住所と一致しない場合が出てくる。府県単位だと、特に現年分離課税制度をとりました場合には預け入れの金融機関の所在地と住所とが一致しない場合等も出てまいります。また、徴収の手間暇というものが今日の時代において非常に膨大なものがかかつていくのではないかと。そういったようないろいろ御議論がございまして、今回の六十年年度税制改正の答申におきましては、そういった問題までは実は詰め切るに至らなかつたわけでございます。

ただ、私どもといたしましては、税制調査会の答申でやはり基本的には住民税を課税すべきであるという考へ方を示していただいておりますわけでございますから、あとはそういう解決すべき問題をできるだけ早期に詰めて適切な方策を見出し、実現を図つてまいりたい、こういう段階にあるところでございます。

○上野雄文君 この間、自民党の吉川さんの御質問で、日経に出た自治大臣の中曾根流の地方制度の見直しというのでびくびくりしたようなお話を私聞かされておつたのですけれども、あれは六十年年度の自治省の地方行政重点施策というものを縮めたものが出ただけの話で、そんなにびくびりしなくてもよかつたのではないかと私は思うのですけれども、その中の「2、地方財源の充実確保(1)地方税源の充実と地方税負担の適正化等」の中で「住民税における合理的な利子・配当課税制度の確立」、こういうふうな明記されているのです。これは今局長の御答弁ですと、従前のいろいろないきさつやなんかで弁明の方が多くて、何か決意の方が足りないような感じを受けるものですから、ここではきちと「確立」と言つたのですから、決意をされているのじゃないかと思つたのですが、

ここに至る経緯について大臣の方ですか、局長よりも大臣の方がよろしゅうございますか。どうぞひとつ。

○国務大臣(古屋亨君) 実は私も、預金利子に對します三五%の源泉分離課税という問題につきまして、この際地方でも何とかこの住民税を取れるように考えたいということで、これは党の税調にもあるいは税制調査会にもそういう気持で臨んでおたつたのでございます。で、税調では先ほど御指摘になりましたような考え方で、解決すべき問題があるからというような若干の理屈がついております。私もはなお党の方にこの問題を強く要請しましたが、最後の結論におきましてこういふようなものを、まあ私どもの要求が通らなかつたということは大変残念でございますが、これはあくまで私どもは検討実現すべき項目といたしまして、明年度においても強く要請をしてまいるという決意に変わりがございませんので、御了承願いたいと思つております。

○上野雄文君 それで、五十八年の「地方税」の九月号に当時の課長が論文書いているんですね。その中で、減収額を利子所得関係、配当所得関係で千二百九十二億圓という数字を具体的に挙げておられますけれども、これは今になりますとどのぐらいの数字になりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御引用になられました数字は利子所得等の課税の特例の方の数字で、そのほかに配当所得の課税の特例があるかと思つておりますが……

○上野雄文君 百九十四億入つていますね。○政府委員(矢野浩一郎君) それは両方合わせますと千四百二十億でございますが、昭和六十年の度ベースで計算をいたしますと、利子所得等の課税の特例の方が千四百八十九億圓、配当所得の課税の特例の方が百八十三億圓、合わせますと千六百七十二億圓と推計をいたしております。

○上野雄文君 これは、地方が実施する場合はその決めた年度よりも一年おくれる格好になるわけですね。まあ取り方にもよるのでしょうけれども、

も、大体これだけの財源が、あれだけ国と地方とのやりとりをしている中で、取れるものが取れないというのは大変なことではないか。先ほど局長から、いろんな対応はあるけれども、地方にすればこれはもう手をつけることができるのでないか。何となくこの実現を図るようによつて、一層ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

次に、事業税で特に社会保険診療報酬課税の問題についてお尋ねをいたしたのでありますけれども、これは去年の十月の新聞記事で「医師の非課税を撤廃 自治省、来年度改正で意向」というので、私もこれはいよいよ自治省も本腰を入れておやりになるようになったのだなと、こういうふうにお聞きいたしましたし、政府税調の方でも「法人税における課税の特例に準じた取り扱いとなるよう改めるべきである」といふこと、それから、それなりに答申を出しておりますから、私は何としてもこの特別の扱いという点については納得がいさか折る一人なんでありませぬ。

折しも、きのう最高裁でサラリーマン減税の判決が出ました。いろんなテレビ局で特集をやつて、ところによっては街頭に集まった人たちから直接意見を聞くなんというのをやっておりますけれども、やっぱり真つ先に挙げるのは、お医者さんの話がどうしてもポンと出てきます。というのは、サラリーマンの方が税金が重いという感覚を持つているから真つ先にそれが出るのだらうと思つておられるが、今や中曾根さんが、公平、公正、簡素、選択、そして最後に活力と、こう言つていますけれども、あれが浸透すれば浸透するほど不公平感というのは募つていくのだらうと思つておられる。そういう折から、ここまで来てこととは何とかなるのかなと、こういうふうな考へておたつたわけでありませぬが、この新聞報道によれば、額そのものについてまで触れているんです。約五百億圓というふうな言つておられますけれども、これは大体この数字とらえてよろしいですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 額の御質問でございますが、昭和六十年度について試算をいたしますと、所得税及び法人税並みの特例としました場合には五百五十六億圓ということになります。なお、所得税及び法人税そのものに既に特例がございますので、その特例も廃止するといつたした場合に、今申しました五百五十六億圓も含めて地方税のはね返りが六百六十四億圓ということに相なるわけでございます。

○上野雄文君 おたくの方では、医者や医療法人の中での自由診療と社会保険診療を何々ぐらいすつとらえておられますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御承知のように、自由診療部分については課税でございます。それから、社会保険診療部分については収入支出とも計算をしないということになっておりますから実質非課税と、こういう仕組みになっておるわけでございますが、自由診療部分と社会保険診療部分の割合がどの程度であるかということ、課税資料の上からは実はわからないわけでございます。というのは、社会保険診療報酬そのものが非課税でございます。的確な資料が得られない。ただ、いろいろ推計をいたしますと、ほとんど大部分が社会保険診療報酬に係るもので、自由診療部分はごく一部であらうと、このように推定をいたしておられます。

○上野雄文君 私は地方社会保険医療協議会の委員というのをやっていたんです。これはお医者さんが悪いことをしますと、保険医指定取り消し、保険診療機関の指定取り消しというのを知事から諮問を受けて、そして答申をして指定の取り消しをやるんです。これを十三年ばかりやってきましたけれども、大抵取り消し処分を受けると猛烈な運動が起つて、ある医者は、そんな処分なんか受けたつておればおれの腕で患者が来るんだからやるならやってみると居直つたんです。よし、やれというのでやつたら、一月たないうちにやつぱり音を上げておられます。だから、そういう面からいつたら、もう税金の面からこんな優遇を受

けているあれは全然ないと思うので、これは先ほど大臣御答弁になりましたけれども、あの中には入つていたのでしたか、住民税も取ることができると。貯蓄利子、あれと同じような考え方に立っているのですか。

○国務大臣(古屋亨君) この問題は、私も実はことしは最重点の一つとして頑張つたところでございます。それで、不正税制というものの廃止ということで、これをぜひ見直しを行いたいということであつて、これを推挙して来たところでございます。

だめになつた理屈といひますのは、医療の法人化等の制約、他の事業に見られない特性を考慮すべきである、あるいは医療体制の整備等の、保険医療に係る政策との関連において総合的に検討するといふような理屈が言われておるのでございませぬ。

私どもとしましては、今度も最重点の項目の一つとしておりましたが、これはひとつ私どもも引き続き頭張りまして、この次の機会には必ずこれを實現したいという気持ちでおるわけでございます。

○上野雄文君 そうすると、先ほど申し上げた「地方財源の充実確保」の(1)の「事業税の非課税等特別措置の整理合理化」ここに項目として入つてないけれども、この中にまとめて面倒を見てある、こういう理解でいいですね。

○政府委員(矢野浩一郎君) そのとおりでございます。

○上野雄文君 それから、今度は事業税の外形課税の問題について、ことしもまたこの問題について取り上げてみなければならぬ、こう思つておられますが、大蔵省がこられた方針として、赤字法人の課税は六十一年度からやりたいというふうな言つておられるのが新聞に出ておるんです。所得がない赤字決算のところからは税金取らない、国が取らなければいけません、これはもう局

う仕組みになつておるわけですが、これはもう局長も去年の三月、前税務局長と我が党の衆議院の

細谷委員との間でやりとりは御存じだと思っております。当時の田川自治大臣は二人のやりとりを聞いていて、細谷先生のうんちくのあるところをお聞かせいただいたので外形課税の問題は真剣に考えます、そういう答弁があったわけですから、これも検討というのとは別なことでありなうたのですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 事業税の外形標準課税につきましては、御指摘のように地方団体からかねてより強い要望がございます。事業税の応益的な性格それから地方税源の安定的な確保、この要請からできるだけ早期に導入すべきであるという考え方でございます。ただ、しかしながらこの外形標準課税の問題が、昭和五十年代、あるいはそれ以前にも出ておるわけでございますけれども、特に強く出てまいりました時期にたまたま同じくしていわゆる大規模な間接税、当時一般消費税というような名前で行われておりましたその問題が実は出てまいりました。これは、私どもは性格は本来違うものだと思っておりますが、そのやり方というのは非常に共通する点がある、そういう観点から、従来より税制調査会で行っている議論があったわけでございます。

その間のいきさつについては省きますけれども、最近の税制調査会の答申におきましては、そういった規模の大きい間接税、課税ベースの広い間接税と称しておりますが、そういう課税ベースの広い間接税との関連あるいは競合と申しますか、こういったことがあるということ、それから全体としての税体系なり、地方を通ずる税源配分のあり方、こういったものに少なからざる影響を与えるというような問題があることから、なお引き続き検討することが適当であるという考え方が示されておるわけでございます。この点につきましては私どもも、こういった課税ベースの広い間接税というものがどういふ形になるのかということ、これはまだ目下の段階では白紙でございますが、そういった関連も考えながら、こういう場合にはこうなる、こういう場合にはこうなるだろう

ということをいろいろ内部的には検討を進めておるわけでございますが、まだ現実のものになる段階に至っていないというところでございます。今後とも引き続き検討を続けていきたいというところでございますので、御理解を承りたいと存じます。

○上野雄文君 それはそれなりの議論だと思っておりますけれども、全国知事会がやりたいという意思を決めたわけですね。現行法の体系の中でもやってもやれないことはないのだと、こういう状態にあるものについて、これは知事会の方はもうあきらめておるんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 知事会あるいはそれを構成いたします都道府県においても、外形標準課税の問題については引き続きその実現方を要請をされておるところでございます。

○上野雄文君 これの一番の障害は何ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 障害と申しますか、これを実現するに当たっての大きく関連する問題というのが先ほど申し上げました課税ベースの広い間接税との関係でございます。この関係において事業税の外形標準課税の問題をどう解決していくかという点が一番のやりの議論の焦点になるかと思っております。それは結局は、ある意味では国税、地方税の税源配分の問題にも通ずることでございます。こういった外形標準課税、今日のよう

○上野雄文君 その点は知事会の方だとしてこれを単独でやるわけにいかぬので、みんな一斉にやろうじゃありませんか。だから、小委員会をつくってそこで検討をして、実に細かいところまで配慮をした案をつくり上げておるんです。私が申し上げなくてもそんなことはもう御存じだと思っております。だとすれば、今地方行政制度全般をめぐってもう地方は攻め立てられているという時期に、何か一つ柱になって、おれたちが中心になって押しまくっているのだよという具体的なものを出してくれないと、どうもこれもある意味で言え

ば、企業寄りの立場で自治省も考えるようになってしまったのかなと、全く頼りのない役所だという感じになってしまふのじゃないかと僕は思っているんです。それはどうも言いわけにしか聞けないんです。

日経の二月十九日のこの記事なんですが、「赤字企業の九〇％は資本金一億円以下の中小企業が占めている」と、こういうふうに書いてあるんです。だから、業界の方から猛烈な巻き返しがあるだろうというのを予期しているような書き方をしているわけですね。ところが、こっちは五億円以上というふうになんか線引いておられますし、随分細かいところまで気を使っているわけですね。これ、これは二月の記事ですから、五十八年度調査という数字を示しているのですが、最近のこれは五十九年度終わりから無理かもしれませんが、趨勢として、この前、去年の三月の論争のときは五〇％の数字で議論されておったようなんです。「今欠損法人は五二％です」と、こう言っています。それが一〇％程度上がっています。最近の見通しや何かでは法人全体でどのぐらいになっているかという数字があったらちょっと教えてみていただけますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 国税のベースでの数字は五二％というのが一番新しい数字と記憶をいたしておきます。地方税の方で数字を見てまいりまして、ほぼそれに近い数字になっておるんです。

○上野雄文君 資本金五億円以上というとうり数字になりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和五十七年度の数字でございますが、全法人が百五十四万一千でございまして、そのうちで五億円以上の資本金を有する法人は、五億円台、五億円から十億円までが千九百四、十億円台が千七百八十二、五十億円台、五十億円から百億円までが三百五十一、百億円を超えるものが三百二十二でございまして、比率で申しますと、〇・三％ぐらいが五億円以上の法人ということでございます。

○上野雄文君 その中で赤字はどのぐらいありますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) この中で赤字法人の割合は、五億円から十億円のものについては三三・四％、十億円から五十億円までのものが二九・〇％、五十億円から百億円までのものが二三・九％、百億円以上のものが一九・三％でございます。から、ちょっとトータルした数字が五億円以上について出ておられませんけれども、大体二〇％から三〇％台ぐらいに当たろうかと思っております。

○上野雄文君 これは本気になって、やる気になってやればできることじゃないですか。

これは私は、このところ景気いいというのはいくつか、このころに集中しているのじゃないでしょうか。ですから、この辺を、こんなに新聞に一億円以下の法人が赤字法人全体の九九％だなどというこれによって全体つゞされるようなことでないやり方で、どんどん逆襲をしていかなければ、これはどうにもならないのじゃないかと私は思っています。これについては大臣、やはり先ほど申し上げた事業税の非課税等特別措置の整理合理化の中に入っておりますか。

○国務大臣(吉屋信子君) やはり入っております。三つのうちの二つになっております。

○上野雄文君 それから、やはり同じように二月二十三日の同じ新聞で、大臣の写真入りで「大型間接税実施したら」「同時に地方税減税」というのが出ておるんです。そこで、これのやっばり出

つまでもするやるといふことが問題だと申し上げているのでありまして、特に生活保護というものは、これはもう国の法律でびしっと決まってる、憲法から来ているのでしよう。そうすることになると、当然国の方としてもそういうことについては財源措置をやはり講じなきゃならぬ責任がある。義務なり責任は国にあると思うんです。その辺を自治省は、何か地方の税制をいらうときには自分でかわりの財源をつくらなければならぬというふうな、そういう考え方は私はいかぬのじやないだらうか。

生活保護というものはもう厳然とした国の法律で決められてきているわけでしょう。それよりも都合の悪いことを、自治省が自分の都合というか、自分のところだけでやるうとするからそういうことになってきて、そして苦肉の策として緊急避難的なこういう措置をとってその場を糊塗しているというところでしよう。それをいいことに黙っておられて、いつまでも何年も続けるということでは、何とて言えれば大蔵省なら大蔵省の側から見たら、何とか自治省文句言わぬのだからもうこれでやっつけていけるというふうな、そういうところで地方へ、ちょっとこう財政が苦しいからといって大蔵省の方から頼み込むというのですか、交渉をしたら納得してくれるというか、引き下がってくれるという、そういう気持ちを大蔵省に持たれるという私心配がある。だから、これはけしからぬ。

生活保護が決まったのだから、その分のちゃんとして財源は見つけてくれないければ、地方のそれこそ住民に対して申しわけない、憲法の精神にも反すると思うぐらゐの強い交渉はなさっていると思うんです。その大蔵省との折衝の御苦労はわかりますけれども、最終的にはいつも、どうもうまくいきませんでした、押し切られました、やられましたというのが御返事のようにですから、ちょっと私はいつまでもだらだらいたら困ると思うのです。が、大臣、来年はあなたどうするのですか。

れに伴ってと申しますか、それとの関連で住民税の課税最低限の方に引き上げの必要性が生じてきた。したがって、それはやはり国の責任で処理すべきではないかという御意見は、私ももっともだと思えます。

たしか私も、昭和五十四年度に先ほど申し上げたようなそういう現象が起きたときに、昭和五十四年度のそのためのと申しますか、それに関連する課税最低限の引き上げのときには交付税特別会計を通じて臨時地方交付金という形で補てんがなされたと覚えております。

ただ、当時比べますと国家財政が御承知のようにな極めて窮乏した状態になってまいりまして、そういうものに伴う大きな減取額というものを、そういつた形で埋めることはできなくなってきた、ときにはその次の年は地方税自身の改正でもってこの減収の穴埋めをする、また五十九年度の場におきましてもいろいろ苦心をいたしましてあのような住民税の減税を行ったわけでございます。これは国家財政、地方財政全体を通ずる事情からくるものでございまして、私どもも非課税措置による方法というものは、これはできればやっぱり避けていきたいと考えておるところでございます。明年度の税制改正においてどのような形になるか、まだ具体的に申し上げられませんが、最大限の努力をしてみたいという考えでおるところでございます。

〇中野明君 私、生活保護を受けられる方はそれなりの理由があつて大変であることはわかりますけれども、ここで一番私問題にしているのは、生活保護を受けないで苦労して頑張つて、しかも生活保護ともうほとんど変わらないすれすれの収入で頑張つておられるこのいわゆる弱い庶民層ですね、ここへちょっとの差で何千円も税金が来るといふことは、これは不公平も出てきますし、本人たちもこれ何のためにということになります。

本当に生活保護の基準すれすれの人というものは、僕は大変だと思つてます。しかし、何とか生活保護を受けないで頑張つていこうとして努力しているわけですね。この人に、言葉は悪いかもしれませぬけれども、こんな人をいじめるというやり方は絶対に政治として許されぬ。そういう人こそ私はもっと優遇してあげなきゃ、大事にしてあげなきゃならぬ人だと思つてます。その人が何かの拍子に、もう生活保護ももらった方がましやというふうなことになるとしたら、これは大変なことですね。そのすれすれで頑張っている人、この人を何とか助けてやるというために今苦肉の策を講じておられるのですけれども、それがちょっと外れたらがさつと来るのでしよう。そのところをぜひ大臣もお考えいただきたい、今局長も来年は頑張るといふニュアンスで物をおっしゃつておられますが、本当に本気で頑張つていただかないと、こういうことがやはり今の税制に対する不満と不信というものに通じてくるのじやないか、こう思つたので、大臣も頑張ってください。決意をひとつ。

〇國務大臣(白屋亨君) お話しの生活保護基準の問題につきましては私も同じように考えております。地方財源がいろいろな意味で非常に厳しいので、こういうことにもなつたと思つてますが、ひとつこういう点はやはり最低生活者の保護という見地から今のようなボーダーラインの方を救済しなきゃならぬことは私も同感でございます。検討の項目として来年度において十分ひとつ検討させていただきます。

〇中野明君 そういふ面では、先ほど来同僚委員も質問しておられますように、財源というものについて不公平を残したままというふうな議論も当然出てくるわけですね、その辺もあわせてお願いしたいと思つてます。

それから、次の問題なんです、いわゆる固定資産の評価がえですか、このことで自治省が調査されたのと国土庁の調査とに乖離がある。一般の国民はやはり一番新しい国土庁の評価を頭に持つわけですが、自治省のそれとどうしてこんなに違ふのかということ、そんな高いので課税をされ

てはたまらない。一生懸命苦労してやつと住宅を持った人たちは大変だと思つてますが、かなり増税になるのじやないか。税がふえるのじやないかと思うのですが、この国土庁の調査と自治省の調査がどうしてこんなに乖離ができるのかという、こちら辺はどうお考えになってますか。

〇政府委員(矢野浩一郎君) 昭和六十年度の評価がえでございますが、御指摘の点、宅地の評価の問題であると承知いたしますが、これは前回の評価がえ、昭和五十七年度が前回の評価がえでございますが、それ以降における基準地周辺の売買実例価格あるいは相続税の最高路線価格あるいは地価公示価格の動向などをといたしまして、各基準地になる市でそれぞれ十分な綿密な調査をいたしまして、それを自治省の方に上げてまいりまして、自治省の方で必要な調整を図つて基準地の価格を決めるわけでございます。これが今お話のございました全国平均でこの基準地価格が宅地の場合一九・九％ということになっておるわけでございます。

この一九・九％がいわゆる地価公示価格に比べて高いのではないかと、こういう御指摘であると承知いたしますが、確かに御指摘のように地価の上昇率というのは逐年鈍化をしております。ごく最近の昭和五十九年におきましてはかなり低い数字になっておるところでございます。ただ、固定資産税の評価がえに当たりましては、その基準となる年度が、前回の評価がえが五十七年度でございますから、いわば過去三年間の後追いつ的な地価の上昇がその率としてあらわれてくるということになるわけでございます。

そこで、地価公示の方を見ますと、地価公示の方は昭和五十五年から五十八年までの三年間でございますと二三・二％の上昇、それから一年ずつしまして、昭和五十六年から五十九年までの三年間でございますと一五・八％、それをレンジをいたしますとそういう数字になります。

固定資産税の評価の場合におきましては、相当以前からその事務的な作業を開始するわけでございます

ます。全国で宅地だけでも四千二百万筆という大変な数でございますので、かなり前から行方わけでございますが、大体前々年の七月初めぐらいの数字を評価の基礎となる地価としてとっていくわけでございます。そういたしますと、今の五十五年から五十八年までの三年間二・二％でございますが、五十五年の七月ごろから五十八年の七月ごろまでの数字で考えてみますと大体この中間、二・三・二と一五・八の中間ぐらいになるといふぐあいに考えられる、大体一九％台の数字だと思えます。そのあたりとにらみ合わせれば、必ずしも言われておりますように地価公示に比べて固定資産の評価の上昇率が高いとは考えられないと思うわけでございます。

ただ、最近における地価の上昇がぐんと下がってきておりますので、最近における実感から見ますと確かに一九・九というのが高いなど、こういう感じをお持ちになられることは否定できないところだと思えますが、そういったような状況でございます。まして、いわば三年間の後追的であるという点を御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○中野明君　そういう説明があるだろうと思えますが、大臣、問題は、役所は役所として当然自分のなさってきたことですからそれだけのデータもあつてなされていくのですけれども、政治というのは、庶民感情といふか、国民感情といふものを逆なでするような施策ばかりを繰り返しておると、これは大変なことだ。それでは政治じやないと思えます。やはりそこに国民感情、庶民感情といふものを勘案して、そして手直しするものは手直しをするというこれが我々議会の責務でもあろうか、こう思っているわけなんです。

そこで、もう一つの問題として、現在、二百平米以下ですか、小規模の宅地の評価を四分の一にするという優遇措置をとっておられるようなんですが、しかし考えてみますと、二百平米以下の宅地に住んで自分の住宅を構えるというものは、これは本当に大変な苦勞があると思うんです。こうい

う人たちのこれはもう本当に自分の、衣食住といふんですから、生きるための最低限で、そこはやはりこういう機会にもう少し基礎控除を認めるとかあるいは優遇措置をもっと強めるとか、そういう措置をあわせてあげるのが、これが本當の婆じやないか、こう思っています。もうとにかく今こういう時代ですから、住宅だつて伸び悩んでなかなか政府の計画どおりいってない、その中で皆苦勞して一生に一度の大仕事です。なかなかそれもできぬ人の方が多いというその中でやつた人の自分が生きていくために住むその宅地に、まあ割引はしているけれども、この際こういうことにも配慮をいたしましたよと、そういうことがあると、ああ、なるほど国の方もあるいは自治省の方も考えているのだなということも血が通ってくるのじやないか、そういう気がするので、その辺はどうでしょう。

○国務大臣(古屋亨君)　この問題は、大衆といひますか、政府もサラリーマン等の財形貯蓄と申しますか、家を一軒持てるようになるということを目標としては考えておるわけでございます。そういうときに一番庶民がどうしてこんなにくさん上がるのだという感じを持つのは、私は固定資産税が一番、さっきの住民税のお話になりました問題とこの問題ではなからうかと思っております。だから、ほかに財源があれば、もちろん財源で考えるわけでございますが、庶民大衆の問題について二百平方メートルについて四分の一というようなこともありませんけれども、やはりこれは将来の問題としては、大衆の納める共通的な税金であるといふことを考えながら、地域的とかあるいはいろいろの差はありますけれども、税が伸びたなという一番の不満は、私は固定資産税とさっきの一番初めの住民税の問題ではなからうかと思っております。だから、やっぱりこれは地方税源の問題全般に關係する問題であります。先ほど言いましたような検討項目が実現すれば、私はこういう点ももっと大衆にはプラスになるようなことを考えられると思ひますし、また今の社会生活から見ま

して、そういうことはぜひ考えていかなきゃならぬ、そういう認識のもとにひとつ検討させていただきますかと思っております。

○中野明君　ですから、一つ一つそういうことをお互いに議論していきますと、政府筋で流されてる地方財政の余裕論ですか、そんなものは、これはもうけしからぬと私は思っています。それほど弱い人にもかなりの負担をずつとお願ひして地方財政というものは成り立っているわけですから、そういうことを自治省としてはやはりもっと強く大蔵とも折衝するとともに、地方財政裕福論を払拭させる一つのPR、マスコミ対策もその一つでしようけれども、何かちよつとしたことをつかまえてマスコミも一緒になって地方が豊かだみたいと言われたら、これはかなわぬのでして、この辺ひとつ今後の課題として最大限努力をしていただきたい。一つ一つ議論していくと、かなり緊急避難だとか苦しいやり方を何とかがやっているとわけてですから、その辺をお願いしたいと思ひます。

それで、最後にもう一点だけ。

道路財源の配分問題なんですけれども、国と地方の道路の整備状況を見ますと、これは大変な差があります。現に六団体からも盛んにこのことについての陳情もあるわけですが、現在のような国と地方の道路目的財源の配分割合、これで地方制度調査会もやがましゅう言っておりますけれども、自治省としてこんな割合でいいと考えているのか、あるいは今後これについてどのような対応をされようとしているのか、それをお答えいただきたい。

○政府委員(矢野浩一郎君)　御指摘のとおり、地方道路の整備水準は極めて低うございます。もうこれは既に御案内のことと思ひますが、一般国道の方におきましては改良率、舗装率ともに八〇％に達しておるにもかかわらず、地方道の方では改良率が三三％程度、舗装率に至っては一五％弱と、こういう状況でございます。特にその中でも生活道路としての市町村道の整備水準が低いというところは我々も十分認識をしておるところでございます。

○中野明君　そういう観点から、地方道整備に關する必要性はまだますます高くなつてくると、こういうぐあいに考えておるわけでございます。しかもこれに對しまして、その必要度が高いにもかかわらず、道路目的財源の割合は、これは国の場合に比べて極めて低くなつてきておるところでございます。今後とも道路財源整備の必要性を痛感しておるところでございます。今回の場合、軽油引取税と自動車取得税の特例税率等の延長をお願いを申し上げたところでございますが、第九次道路整備五カ年計画との関連も考え、引き続き三年間の延長をお願い申し上げておるわけでございます。ただ、これで十分というわけでは決してなからうと思ひます。国、地方間の配分問題につきましても、私どもも今後さらに努力を続けていって、地方道の整備に必要な道路財源の比率を高めて、地方道整備に必要という気持ちには引き続き強く持つておるところでございます。

○中野明君　じゃ、大臣最後に、昨日も私申し上げておきましたように、地方制度調査会の答申というものを総理も極力尊重するということを答弁されておるわけですから、こういう問題も含めてきょういろいろの申上げましたが、地方制度調査会というものの権威といふものは、あれほど御苦勞いただいたりしているのですから、やはりこれから高めていかなきゃなりませんし、きのうもそのことについてそういう意味を込めて申し上げたわけですから、どうかひとつ大臣として制度調査会の答申を尊重をされて、これを実現するべく最大限の努力をしていただきたい。決意をお伺ひして終わります。

○国務大臣(古屋亨君)　やはり地方にとりまして一番重要なのは地方財源の充実の問題であらうかと思つておられます。特に今行革で権限の移譲とかいろいろ言われておられて、そういう権限が移譲になると地方でまたいろいろと金が要る、そういうこともいろいろ考えますと、地方財源の充実といふことは一番大きい問題だと考えております。願ひますと、いろいろ御議論にありましたよ

うに、不正なものもまだ直っていない、それから大衆課税としか考えられないようなものがまだ残っており、このようなことを考えますと、やはり私はこれからの地域社会の充実ということは地方税源の充実にあると、しかも不正なものも早直しいかなければならない、そういうような気持ちを持ちまして、税源の充実が政治的な観点からもひとつ大いに努力をしてまいる決意でございます。

○神谷信之助君 先に新電電の道路占用料の問題をやろうと思いましたが、まず地方税の方を先にやります。

先ほどから同僚議員も言っておりましたけれども、特に住民税の均等割の引き上げ、これはまさに何ともいいますが、中世で最大の悪税と言われておった人頭税の名残みたいなもので、だからそれを初めつくったときは極めて少額だったが、だんだん上がってきてどうにもこうにもならぬ、そういう状態になってきています。だから、今回の住民税で言いますと、減税どころか逆に増税になってしまっている。去年はいわゆる三千億円の減税があったわけだけれども、六十年度個人住民税の税収というものはそういう減税があったにもかかわらず前年比五千五百億ふえる。だから、五十八年度以来三年連続して法人関係税を上回るような大衆課税になっている。ですから、五十九年度から六十年度へ向けて年収上昇率五％と仮定して試算をしてみても、年収三百万円台では一七％、一千万円台では八・七％増税なんです。だから低所得者ほど住民税負担が大きいです、そういう大衆課税であるということも先ほどから同僚議員も指摘をしておりますけれども、我々もやっぱり最大の問題だと思っておりますが、大臣、住民税の均等割というものを——まさに税制史上において最も最大の悪税と言われている人頭税を思い切つて廃止をするという方向で御検討なさる気持ちはありませんか。

○国務大臣(土屋亨吉) これは税源の確保の問題とも相関連して考えると、思いますが、地域社会の費用は地域社会である程度まで賄っていくという地方自治の建前からいたしまして、限度が問題でしようけれども、私はそういうような観点からある程度はやむを得ない。だから、先ほどから申し上げておりますように、いろいろな税源の関係でこれを引き上げざるを得なかった。五年間の間据え置いて物価とか理屈はいろいろ言われておりますけれども、私は、できればこういうものは上げないで、ほかの税源があればよかったですという感じはもちろんです。地域社会のことは自分の地域である程度面倒を見てもらうということしか、私は物価水準というのとはとも異なるような感じがしてございまして、将来の問題として、これは大きな検討課題として私も頭を置きまして、十分ひとつ検討をしていきたいと思っております。

○神谷信之助君 それは余り遠い将来の話じゃない、即時的速やかに検討して実際にやってみてほしい。

そこで、苦肉の策として非課税限度額制度というのをとってきたのですけれども、五十九年度で今までの何々年度に限りという規定を「自分の間」に変えられてきました。六十年度は、今度はいよいよ生活保護基準との逆転現象が起こらないというところで据え置きになっております。しかし、据え置きだといいますが、これを見ますとわずか二万六千円の差しかないんです。だから、夫婦子供二人の給与所得者の場合で二百二十万一千円、それに対して生活保護基準五十九年のもので百九十九万五千円ということ、わずかな状況になっております。五十七年の三月三十日の参議院の当地地の委員会が私がこの問題をやったときに、所得課税というのは課税される人の最低の生活費に食い込んで課税がなされるということは避けるべきだ、そういう考えに基づいてこれを行ったというのですけれども、そういう趣旨からいって、据え置きというのは少しおかしいのじゃないかという問題、その点はどうですか。据え置かれた理由で

○政府委員(矢野浩一郎君) 所得割の非課税限度額につきましては、昭和五十九年度の場合に比較いたしますと、その基準となる額を上げておりましたので、御承知のように据え置きでございませぬので、いわゆる収入ベースで計算いたします場合には給与所得控除の点がございまして、標準世帯で見ますと二百万円から二百二十万一千円というところで結果的に上がることにはなっておりますが、基本となる額は据え置きをしておりますのでございませぬ。

これは、この非課税限度額そのものが、課税最低限というものを引き上げていくことが地方財政の状況からしてどうしてもできにくいということから考えられた方法でございまして、その目安が生活保護基準にあることはもう申すまでもないところでございまして、昭和六十年度におきましては、確かにわずかではございますが、生活保護基準をまだ上回っておることからその引き上げを図らなかつたところでございませぬ。地方財政の厳しい状況の中から生み出されたこういった措置でございまして、少なくとも生活保護基準を下回らないようにしていくことを行つたものでございませぬ。その趣旨を御理解をいただきたいと存じます。

○神谷信之助君 今の答弁で、所得割の方は差がわずかでも上回っておることから引き上げなかつたとおっしゃるが、均等割の方はそうじゃないですか。

均等割の非課税限度額ですけれども、一級地における夫婦子供二人の場合で百八十三万五千円です。生活保護基準五十九年度の三つの扶助のうち生活扶助だけ見ても百八十六万七千円です、これでいけば均等割の非課税限度額を上げなければならぬ。この点はどうなんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のとおり、確かに均等割の方におきましては生活保護基準の生活扶助額よりも昭和六十年度の場合下回っております。御指摘はそのとおりでございませぬ、私

どもは本来性格上は違ひがあつて、均等割の方はより広く負担していただきたいということから、以前はこういう形による非課税措置がなかつたわけではございますが、これはたしか昭和五十一年に均等割を教年ぶりに引き上げましたときに設けた制度でございまして、その際の目安が生活扶助ということを念頭に置きながら考えていくということであつたかと思ひます。また、最近におきましても常にそれは念頭に置いておるところでございますが、御指摘のとおり昭和六十年度におきましてはたまたま標準世帯の場合で試算をしてみますとそういう形になるわけでございます。この点につきましては、私どももそれを目安にしてはおりますけれども、おおむねその水準を維持したいという考え方のもとに、今回はこの引き上げを図つていないところでございませぬ。均等割と所得割の性格の違いというふうなこともございませぬので、この趣旨につきましては御理解をいただきたいと存じます。

○神谷信之助君 先ほど言いました五十七年の、当時の関根税務局長の答弁というのは違つては、よ。そのときの答弁は「均等割につきましては、この基本となります生活扶助額を下回ることのないように」ということを念頭に置きまして金額を定めて「おります。これが原則です。だから今度は御都合。自分の都合になつたら、少しだから上げてくれと、そんなあなたでたならぬ話はないですよ。それなら、いつもしよちゅう原則が変わるわけだ。大体、均等割をつくつたときは、金額も少ないんですからと。たしか一番初めは百円と二百円でしたか、それぐらゐから始まつたでしょう。だから、今おっしゃつたように、五十一年に大幅に上げて、線を引かなきゃならぬようになってきた。だから、まさに人頭税の過酷さをあらわしておるわけなんです。結局、所得割の非課税限度額を据え置いたので均等割の方だけ上げられるのはちょっとぐあひ悪いということ、えい、やっちゃまへと、こうなつたわけですか。どうなんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和五十七年度、前局長がそのような趣旨の答弁をしておること、私も承知しております、その点をおっしゃられますと、おまえの考え方は違うではないかと言われどもこれはまことにやむを得ないところでござい

ます。ただ、当時関根前局長が申し上げたのも、そういった点はやはり念頭に置きながらやっていると

いうことであって、原理原則というほどの非常に強い考え方を示されたものであったのかどうか、これは私もよくわからないところでござい

ますけれども、御指摘のように、確かに生活扶助とい

ものをも一つの目安に考えた以上は、これを少なくとも同額ないしそれ以上にしていくことの方が望

ましいところだと思いが、今おっしゃられたま

したように所得割との、それから多くの非課税措

置との関係等もございまして、今回はこれを見送

つたところでございまして、こういった点については今後その見直しを図っていく必要があることは私も十分認識をしておるところでござい

来からの自治省のとってきた態度からいってもちよつと問題だし、大臣自身も、先ほどからの同僚議員の質問や私の質問に対しても、物価の値上げとい

いますか上昇なんかを理由に上げるとい

は非常に心苦しいというお気持ちを述べられて

いますが、この均等割の非課税限度額について

は政令の基準に従い条例で定めるとい

ています。ですから、政令を変えなければ市町

村の方では勝手に引き上げるわけにいかぬし、今

法律を修正するとかどうとかという

は政令で基準を決められるのだから、大臣がそ

うお気持ちでしたら、そのお気持ちを

移行してもらうということ、今からでもこれはでき

ないことではないのじゃないかと思

自身もそのことを頭から否定をされているのじやなしに、心苦しいお気持ちはもう重々おっしゃって

いるのですから、これは大臣自身の政治判断とし

て、今直ちにえいやあというわけにいかぬし

うから何ですけれども、やっぱり僕はもう一遍大

臣が政治家としてお考えいただくということをお

願いた

願いた

願いた

願いた

願いた

願いた

願いた

発したところでございます。まずその第一といたしまして、建設大臣等が管理をいたします道路でございますが、これにつきま

しては地方建設局とか日本道路公団といったと

ころに對して、昭和六十年、ことしの四月一日に

おいて現に存する占用物件につきましては昭和六

十年から五十年間経過措置を講ずるようにと、

それからその場合の経過措置というものは、六十

年度は政令で定める額の五〇%といたしまして、各

年度ごとに順次増進させるとい

うことを指示をいたしました。

第二に、都道府県の知事さんあるいは指定市の

市長さん方に対しまして、これらの地方建設局等

における運用と均衡を失しないように運用してい

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

というわけですか。建設省は国道の分ですがね。
○説明員(原隆之君) 私どもといたしましては、ばらばらであつてよいと、こういうふうな考えはおありませぬ。しかし、順次増進をしていくというところでおのずから方向が出てまいりたものと思つておりまして、その線に沿ひまして統一的な指導ということも必要になつてこようかというふうな思つております。

○神谷信之助君 そうすると六十一年度以降も、現在はまだ決めておらぬけれども、五五%にするか六〇%にするか、これはそのときに全国的な統一指導を各地建なり道路公団なりに対してやるというお考えですか。

○説明員(原隆之君) 順次増進ということでおのずから判断の幅というものはあろうかと思ひますが、具体の指導につきましては、おっしゃいましたようにその年度年度で考へる余地を残してあると、こういうことでございます。

○神谷信之助君 そんなあいまいな話はないですよ。これ六十年度は五〇%で六十一年度は九〇%にします、六十二年度は九五%にして六十三年度は九七%にして六十四年度は九八%にして、で、六十五年度は一〇〇%にしますというやり方もあるれば、五%ずつ刻むあるいは一〇%で刻むというやり方もあるでしょう。だから、どういふことを考へておられるのかということがはっきりしない。

○説明員(原隆之君) 先ほども申し上げましたように、毎年度順次増進ということでおのずから常識的な幅があるというふうな考へております。

○神谷信之助君 私はわからない。増進というのはどういふ意味なの。同率で順次上がるといふのか、それとも年度によつては率が変わるというのか、それとも年度によつては率が変わるというのか、ということなのか。日本語ではどういふことになるの、順次増進というのは。あなたはおのずから決まると言ふけれども、おのずから決まるといふものの中身は言つてくれよ。

○説明員(原隆之君) 先ほども申し上げましたよ

うに、道路管理者が御判断をいたしたくという部分があるわけでございますので、増進という意味はだんだん上がつていくということと、それが順次でございますので、おのずから常識的な幅の中におさまるといふふうな考へております。

○神谷信之助君 そのあなたの言う常識的なというものを具体的に言うてくれと言ふんだよ。

○説明員(原隆之君) 等差でいく場合、等比でいく場合、いろいろあろうかと思ひますが、いずれにしてもその幅というものはおのずから出てまいるといふふうな考へております。

○神谷信之助君 国道の問題ですよ。あなたのとこの直轄している国道の問題。地方道というか、自治体がついてる分と違ひます。私の言っているのは国道に関する占用料の問題です。それもまだ決まらないうつですか。

○説明員(原隆之君) 何度もお話し申し上げましたように、六十年度は決めてございます。六十一年度以降につきましては順次増進させるといふことで、今先生おっしゃられたような意味では、厳密な数値としては決まらないうつでございます。

○神谷信之助君 それはそれにしておきましよう。その次、これは一〇〇%取つたら占用料は大体幾らぐらいなんです。国道とそれから地方道との関係がもし分けて言えるなら言つてください。

○説明員(原隆之君) 先生御承知のように、これまで電電公社の時代は、道路法の占用の取り扱いにつきまして道路管理者と協議をして占用をしていただくというシステムになつておつたわけでございます。もとより協議であつても、どこにどういふ占有物件があるのか的確に把握してあるということが当然のことではございませうが、実際につきましてもなかなか難しい一面もございませう。そのようなことで、昨年から電電公社それから各道路管理者におきまして、道路上を占用しておられます占有物件につきましてその数量について突合をしていただくように、食い違ひのないよう

にという作業をしていただいております。したがうに、現時点で正確に占有物件の数量というのを申し上げるわけにはまいりませぬし、さらにはまた占有料の基準というものが、直轄の国道におきましては政令で定められておりますが、地方公共団体に道路管理をお願いをしていられる部分につきましては条例でお定めをいただいております。ということでもございませう。さようなことで、正確な金額というものを予測するのは極めて困難でございます。ただ、国の基準を適用をいたしまして電電公社が調査をいたしましたところの数量というものをベースにして考えますと、三百億円から三百五十億円の間にございませう。電電公社が推測をしておるといふことを私も承つておるわけでございます。

○神谷信之助君 それで、なぜこういう激変緩和みたいな措置をとられたわけですか。大体日本で最大の会社ができていくわけでしょう。だから、公共性はこれにもう理由にならない。電氣、ガス、これとの関係から言つてもそうではない。それから、電力、ガスは生活に直接影響するわけですが、電電の方は直接ではない。間接的でしょう。だから、その電力やガス会社の方はちゃんと占有料をもう既に取つておるわけだ。だから、それをわざわざ新しい会社の出発を祝つて御祝儀を差し上げるという、そんなことをなぜせんらぬ。ちよつと理由聞かしてください。

○説明員(原隆之君) 御案内と思ひますが、道路占用料につきましては昭和四十二年に占用料の政令を定めました。その後、道路占用料の水準につきましては、政令を昭和五十二年、昭和五十八年、二度にわたつて改定をいたしております。その際、いずれの場合におきましても道路占用物件すべての物件につきまして経過措置をとつておるわけでございます。電信電話株式会社につきましてもこれらの従前の措置と整合を図る、継続性を図るといふ観点がございます。それから、さらに道路占用料の対象となる物件すなわち電柱とか電線というものに関する固定資産税の取り扱い

ということも参考にさせていただきます。今回の措置をとつたわけでございます。先生、経営内容に着目して経過措置は不要ではないかという御趣旨かと思ひますが、御案内のように、道路占用料は土地の価額というものを基礎にいたしまして算定をされる使用の対価という性格を持つものでございまして、したがうに経営の内容を審査して、そのいかんによつて占用料の額を定めるといふことになじむものではない、不適当であるというふうな考へております。経過措置をとりました理由については前段申し述べたとおりでございます。

○神谷信之助君 各自自治体が占有料を取る場合に国と同じ「運用と均衡を失しないよう留意のうえ、その運用に遺憾のないようにされたい。」ということになつていませぬ。この趣旨はどういうことなんでしょうか。自治体が、先ほどおっしゃつたように、これから条例で占有料の徴収を決める、その場合は国に右へ倣えという趣旨ですか。均衡を失しないということですからイコールではなくてもいいと、そういう趣旨なんでしょうか。どつちでしょう。

○説明員(原隆之君) 御案内のように、地方公共団体に管理をしていただいております道路につきましての占有料は条例でそれぞれお決めいただいております。ただ、算定の方法については基本的な考え方でございます。か経過措置の基本的な考え方でございます。か、そういうものにつきまして、都道府県、市町村というような各層の道路管理者の間で、あるいは地域の間で著しい不均衡を生ずるといふようなことは甚だ望ましくないというふうな考へておられます。そのため、地方を通じまして均衡のとれた適切な占有料の取り扱いということを確保するために通達で、おっしゃいましたようなお願いをいたしておるわけでございます。

○神谷信之助君 あなたの方からは何やら新電電会社の代表みたいな話をさつきからされておるのだけれども、バランスを失しないようにと、こ

言うが、今でも電力会社の電柱とかガスの占用料は市町村によってばらばらです。国と同じところもあれば若干上乘せしているところもあるし、国より低いところもあるし、いろいろな形態をとっています。市町村からすれば、道路に立っている電柱は電力会社の電柱か電電公社の電柱かわからへんのや。だから、それとの均衡は当然考えないと、自治体にとっては住民の理解、納得を得られないわけですから、こういう問題が起こってきません。あなたは、従来から占用料をつくった場合には経過規定というのを置いていたのだとおっしゃる。だからそこは、もうかっているかもうかっているかないか、そのような尺度でなしに地価だとおっしゃるわけです。だけれども、主人公である住民の方は、もうかっているところに何でまけてやらんならぬ、むしろの方は、先ほどもありましたけれども、生活保護以下のような人たちは住民税の均等割は取られるわけですよ。だからけしからぬ。だから、所得割ではもうかっている人には出してもらおう。享受する権利は平等ということだけれども、しかしそれはちゃんとやってもらうんだ。だから、占用料はあなたのおっしゃるようなことだけれども、それを基礎にしながらも、それぞれ自治体の財政状況やその他によって、今まで電力、ガスの占用料については自治体全部右へ倣えではない。このことはひとつはつきりしてもらわなきゃいかぬ。そういう場合それらの自治体が自主的に決めればいいんですよ。もし自主的に決めたことについて建設省は何か文句言うんですか。

た、先ほど公共団体と国とで随分占用料の水準が違うのではないかとのお話がありました。これは国道は国道としての全国的なネットワークを持ってあります。したがって、その占用料の水準というものがつきまわして大都市、中都市、その他の市町村というふうに分けて、土地の価額を算定いたしまして占用料を政令で定めておるわけでございます。それが市町村に参りますと、その管理をする市町村道のネットワークというのはその市町村の区域の中に限られるわけでございますので、おのずから国の直轄管理の国道の占用料の水準と市町村の管理をする市町村道における占用料の水準というのとは違うということに御理解を賜りたいというふうに思います。

○神谷信之助君　そこで、ちょっと自治省に聞きますが、昨年の暮れ、十二月十一日でしたか新電電に対する税の減免問題をやったときにこの問題やりまして、償却資産について二分の一の特例を設ける問題、それをやれば電電公社はそれに倣って占用料を考へてもらいたいと言、その辺決まっておるかと言ったら、電電公社もそのとおりと答弁してありますね。しかし、それに対して税務局長の方は、固定資産税という税金とそれから道路の占用料というのとは全然性質の、次元の異なる問題であって、占用料の方は当然出してもらうべきなんだと、そういう配慮をこれに特別の償却資産の二分の一、五年でしたか、激変緩和の措置をするというふうな必要はないという趣旨の答弁をなされたわけだ。そして、具体的にこの占用料の問題で建設省が最終決定をする前には自治省の方に相談があるでしょう、自治省の方としてはそういうことをせずにそのまま市町村が徴収できるように申し入れをしております、しかし今までのところはまだ建設省から話がない、話が当然あるでしょう、相談があるでしょうという話でしたが、結局この問題については自治省に相談があったのでしようか。そして、自治省はそれに対してどういう態度をとったんですか。

○政府委員(花岡三三君)　新電電の道路占用物件に係る占用料につきましては、先ほど建設省の方からお答えになったようなお話がありました。私の方としましては、建設省の考え方がはっきり固まる前にもいろいろとお話を申しておいたわけでございますけれども、ともかく民営化後速やかに適正な占用料を取れるようにしてはほしい、できたら全額取れるようにしていただきたいということとを申しておいたわけでございます。しかし、国道の指定区間について建設省の方では、先ほど来申されておりますような考え方から、やはり経過措置を設けなければならぬというお話があったわけでございます。その辺についてどの程度の経過措置でやるかというふうなこともいろいろ議論をいたしました。先ほど通増のお話ございましたけれども、これをずっと据え置いて最後に上げるというふうなやり方では困る、少なくともこれが常識的な段階的に引き上げられるような形であるならば、それは経過措置を設けるということをおっしゃる点にまでは否定はしないというふうなことで最終的に折り合ったわけでございます。同時に、従前でございますれば、これは通達におきまして、地方団体は占用料を徴収しない方向で処理することということでございましたけれども、今回の考え方では、いわゆる国との均衡を失しないように、これを参考として自主的に決め得るといふことでございますので、その辺で私も合意に達したわけでございます。

○神谷信之助君　大臣、これは私は自治権にかかわる大事な問題だということで、数年来この問題取り上げていたんですが、電電公社の時代であって徴収しないようにという建設省の局長の通達があつて、それに縛られて徴収ができていなくなつた。しかし、自治省の見解はこの占用料は条例で決定すれば徴収はこの自治体でもできると、これが自治省の見解です。しかし、現実の問題としては、建設省の局長通達で取らぬようにと、こう言うてるものですか、これは公共事業をたくさん抱え、いろいろなことでお世話になる建設省に盾突くわけにいかぬので、現実の問題としてはそういう条例ができていなかったわけです。しかし、指定都市を初め市町村の方からそういう強い要求も出、私が問題にしてから以後自治省の方でも、当時の大臣も建設省に言いますよということも、両省の研究会をつくらしてこの問題の解決を進めてこられた。そういう経過であつて、今度民間会社になることに伴つていよいよ全国で三百億ですか、国の方が約一割ぐらいで残りは府県、市町村になりますから、主要な新しい財源ができるという喜んでるところに、ばつとけさの新聞で初年度は半分だと、こういうことで、その上に均衡を失しないようにということになってきています。

ですから私は、路政課長が言っているように著しいアンバランスというのは、これはいかぬでしょう。だからその点では、途端に高くなつていくということにならぬように自治体の方もある程度常識的に、しかし若干のやっばりいるいるな、甲地ですと三百五十円でしたか三百八十円でしたか、それが十円、二十円ぐらひ上積みするとかいうのはあり得ることなので、これについてとかかく干渉することになると、これは自治権に對する重大な干渉になる。大幅に差があつて、本当にだれが見てもそれはちょっとむちゃやでと言ふのはわかりますよ。しかし、その場合でも建設省が直接どうのこうのするのじゃなしに自治省を通じてやるというふうにして、地方自治権というものをもっと大事に考へてもらうようにすべきだと思つておる。この辺について大臣の所見をお願いしたいと思います。

○政府委員(花岡三三君)　御指摘のように今この問題は、先ほど来申し上げておりますように、結局は地方公共団体が条例によりまして自主的に適正に決定ができるという形になっておるわけでございますから、余り同じ道路で直轄区間とそれから都道府県知事の管理している区間との値段が途端に変わるといふふうなことも、それはちょっとおかしい点もあるかと思つておる。地方団体におきましても余り不均衡なようなことはなさ

ないとは思いますが。しかし、自主的に決定できることは事実でございますので、一々細かいことを建設省の方でおっしゃるといことも私も私も考えておりませんし、もしそのような著しく異なるような点がある、まあどの点が著しいかわかりませんが、特に何かそういうふうな事柄について建設省の方で地方団体におっしゃるといふうなことがありますときには、私どもも建設省とよく相談をしてみたいというふうに考えます。

○神谷信之助君 建設省に聞きますが、これ五年で一〇〇％になるのだけれども、これを三年で一〇〇％にするといふことはいかぬのかという問題が一つ。それから、六十一年から六十四年の間順次ですね。だから、五年は五年でやるけれども、六十二年は九〇％にして、そして五年度と一〇〇％に近づけていき、六十五年には一〇〇％にするというようにするのが許されるのか。その著しいというのはそのところじゃないのかというふうに思うのだけれども、いかがですか。

○説明員(原隆之君) 著しい不均衡を生ずることは決して望ましいことではないというところは御理解いただきたいと思います。あとは順次増進をしていくということでおのずからなる幅というものが決まってくるだろうというふうに考えております。個々のケースを見て判断をするということになるかと思えます。

○神谷信之助君 電力、ガスはもう既に徴収して払ってもらっておるわけだ。それで著しい不均衡はないです。若干上積みしたり、若干低いところもあります。甲乙丙とありますからね。だから、特に丙の場合なんかですと比較的まだ低いままにしているところもあるし、若干上乗せをしているところもあります。そういうように電力、ガスでもアンバランスがある。しかし著しくはない。そういう問題なので、大臣、これは自治体の権利といいますが、自治権にかかわる問題なので、そういった点について条例制定権を持っている自治体に不当な介入をしないようにこの点はひとつ明確

にする、自治体の裁量権というものをちゃんと保障するという立場でこの問題の取り組みをやってほしいというふうに思うんですけれども、大臣の見解をその点お聞きしたいと思います。

○国務大臣(古屋亨君) やはり地方団体において自主的に決定して徴収することができ、国の措置は参考程度と、こんな方向で進みたいと思っております。

○神谷信之助君 あと住民税、固定資産税がありますが、入るとちょっとオーバーしますから、この辺で私は終わります。次回に譲ります。

○三治重信君 それじゃ質問をさせていただきます。

今度、個人住民税の均等割を上げるようになっていくのですが、均等割はやはり所得割と違って世帯別になっていくのですか。この資料による均等割と所得割の納税者の割合を見ると、年度別によつて非常に違ってくる。五十年までは均等割の方が所得割の納税者の数より非常に多い。そうすると、均等割を納めているけれども所得割を納めない世帯が非常に多かったんじゃないかということになるわけだ。ところが最近では、五十一年以降になると所得割の納税者数が多い。いわゆるサラリーマン、働く人たちが世帯数より非常に多くなっている。それで、この所得割の人数が多いというふうに見えるわけなんです。均等割というのは世帯単位に割り当てられるものなんです。

○政府委員(吉住俊彦君) 恐らく常識的には均等割の方が所得水準としては低い人が多いであろうから、均等割の納税義務者が多くてしまかろう。大きなのに、どうして所得割の納税義務者が多いのかという御趣旨かと思えますが、それには幾つか理由がございます。一番端的な理由といたしましては、先ほど神谷委員からも御質問があったところでございますが、昭和五十一年度以降均等割の引き上げを行いました際に、均等割の非課税限度というものを設定したわけでございます。したがって、それまでそれ以下で均等割を

納めていた人が納めなくなった、これが制度的な一つの原因でございます。

もう一つの原因といたしましては、今世帯単位で納めるのか、こういう御質問でございますが、例えば主婦がどこかで勤務して所得を得ておられる、またその旦那さんは別に所得を得ておられるというような場合には、旦那さんに均等割がかかりませんが、その妻である奥さんには均等割はかからない、こういうことで均等割の納税義務者と所得割の納税義務者の数が変わ動した、あるいは逆転した、こういう現象を生じているわけでございます。

○委員長(金丸三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤武徳君、嶋崎均君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君、佐藤栄佐久君が選任されました。

○三治重信君 そうすると、結局どんぴしゃりの答えがなかったのですが、均等割というのは世帯単位で課税をしておいて、所得割というのは所得によつてやっている、だからその間に違いが出てくる、こういうことではないわけですね。それから、均等割と所得割の課税の免税点を異にするというので先ほどいろいろあつた。解説にも、条例で定める一定金額以下の所得者というふうになっておるわけですが、ここに結局生活保護基準と課税最低限の基準との差が出てきた、こういうことであるというのでいいわけですね。そうすると、均等割と所得割とで、個人住民税でどちらが金額として多いのか。もちろん所得割の方が多いような気がするのですが、均等割もやはり住民が地域に住んでいるということに基づいて税金をかけるという理屈からいくというのと、余りただ単に形式的なだけでなく、ある程度の比率がなければいけないが、その比率をどうい

うふうに考えているか。それから、所得税を納める人には源泉徴収をやっていますね。そうすると、均等割もそれにプラスして幾らと、こういうふうにして均等割と所得割とを合わせて源泉徴収者の方へ、各市町村はサラリーマンの各事業会社や役所に全部この二つの金額を合わせたやつで通知する、こういうふう理解していいわけですか。

○政府委員(吉住俊彦君) まず第一点でございますが、個人均等割の六十年度の収入見込み額で申し上げますと、道府県分が二百五十二億、市町村分が七百十八億でございます。さつと九百億強といったものが均等割の収入見込み額、それに対して所得割は道府県分で二兆四百九億、市町村分が四兆三千三百七十六億でございます。とでございます。ウエイトにすると均等割のウエイトはかなり低いものでございますが、その間のバランスといふことでございますが、結果的にはそういうバランスをとることになるかと思えますが、均等割の方は、先ほど来御議論が出ていますように、ある程度の年数を経たないと、その間の社会情勢の変化でありますとか財政需要の変化でありますとか、いろいろなことを勘案して、定額の課税でありますので、適時見直しをさせていただくことによつて適正な水準を確保したいということでございます。所得割の方は、これまで過去において何度か減税を繰り返して今日に至っているわけでありまして、課税最低限なんかのあり方につきましてはまた別の角度から考えながらその税負担を決めてまいっておるということで、それとある程度独立した考え方で対処してきています。そういうことでございますが、均等割は均等割なりに、所得割は所得割なりに、個々それぞれ原理原則に依拠して見直してまいっておりますので、結果的には両者はバランスしているものであろうというふうに理解をいたしておるわけでございます。

次に第二点は、源泉徴収についてのお尋ねで

ざいですが、住民税につきましては源泉徴収という言葉を使わずに特別徴収という言葉を使っているわけですが、これは各市町村で納税義務者がお納めいただく税額を計算いたしまして、それを十二で割りまして一カ月当たりこれだけありますという額を、それぞれ企業とか事業所、これがいわゆる特別徴収義務者になるわけですが、そこへ送付してその税金を集めていただくということになりますので、その際均等割も合算いたしまして十二等分するということがございます。

○三治重信君 聞くと、均等割というのは所得割から見ると非常に金額わずかなものなんだが、均等割の課税の基準は所得が主なのか。所得のほかに家族全体の収入、例えば御主人だけの収入のサラリーマン家庭と、家族の女房や子供も一緒に働いていて三人働いているからそれは三人分というふうなのか。家の大きさとか資産とかいうようなことも入ってくるのか。所得割と均等割の課税の基準は何ですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 所得割の方から申し上げますと、もうこれは先生十分御承知のことです。ざいですが、課税の仕組みは、例えば給与所得者に例をとりますと、まず年間の収入から給与所得控除なるものを差し引きます。残った金額から順次、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、基礎的三控除と申しておりますが、そういうものを差し引く。それから社会保険料控除、そのような諸控除を引いていったネットの所得、これが課税標準になるわけですが、それにそれぞれ超過累進税率を掛けていく、こういう建前で決定されますので、課税最低限というのは給与所得控除プラス三控除プラス社会保険料控除ということ、モデルとしてはそういう形でお示しをしております。

ただ、そのほかに先ほど来問題になっております非課税限度額というのがございまして、これは要するに家族数に二十九万円を掛けてまして、そこへその合計金額に九万円をプラスする、これが所得割の非課税限度額でございます。

これに對しまして均等割の非課税限度額と申しますのは家族数に二十八万円を掛けた合計額、これが均等割の非課税限度。もちろん今申しましたのは東京なんかの例でございまして、これは地域によりまして若干の差異はございますが、そういう形で課税の仕組みなり非課税限度額がございまして、この二つを合算して十二で割ります。均等割の方は三人働いている者があつたとその合計額が所得として均等割の基礎にされる、こういうふうには理解していいわけですか。

それから、法人の均等割と法人税割の納税義務者がこれもまた異なっている。それから法人税割というものは、聞いてみると五億円以上で三〇%も赤字会社があるということになってくると、そういうふうなものでも法人税割を相当かけているのか、赤字会社は法人の均等割だけなのか。その点はどうなんですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 多少不正確な表現にはなりますけれども、いわゆる赤字法人には均等割は課税されませんが、所得が出ません赤字でございましてから法人税割は課税されないということになります。ただ、じゃ黒字だったらどうなるのか、全部納めるのかという点、これまたごく少数ながら非課税法人その他の規定がございまして、法人税割と法人均等割の納税義務者の相違と申しますのは、実態面からの赤字であるかどうかで変動してきます。同時に、制度面で例えば法人税、法人税割ともにかからないような団体でございまして均等割だけは納めていただく。例えば公団、事業団のたぐいでございまして、住宅、都市整備公団でございましてか雇用促進事業団、これは法人税も法人税割も非課税でございまして、均等割は課税される、こういう制度上の違いもございまして納税義務者が変動する、こういうこととございまして。

○三治重信君 そうすると、何か赤字法人は法人税割がかかぬというが、この参考資料の三十二

ページの下の方の「(4)その他の市町村税」に法人均等割と法人税割の人数が書いてあるが、六割も八割も赤字法人があるということになってくると、これはぐつと法人税割の納税義務者が少なくならなさいかぬのが、ほとんど余り変わらぬ人数が出ておるのはどういうわけですか。

○政府委員(吉住俊彦君) 法人税割につきましては、例えば本社のほかに支店とか出張所とかいろいろございまして場合には、法人税割の方はそのまますべて分けてしまつてございまして、均等割につきましては今申しましたように、赤字法人でも本社とか事業所、出張所をお持ちの方が多いかと思つて、その事業所ごとに均等割をお納めいただく。これはちょっと表現が正確になつてしまつたが、市町村を異にいたしましてA町、B町、C町というところにそれぞれ一つずつ支店がございまして、それぞれその市町村に対して均等割をお納め願う、こういうことになりますので、そういう関係もありまして、赤字法人の割合が多くなると均等割の課税の仕組みがそういうふうな事業所単位に行われますので、結果的に比較的近い数字に相なつておる。

○三治重信君 それなら法人均等割がえらい多くなるといふかぬわけなんだろう。法人均等割の多いのは統計ではいいのだけれども、法人税割が所得がないものにはかけないということになってくると、大体法人の均等割は本社や事業所単位にかかってくるのだから、その半分とか三分の一ぐらいしか法人税割を納める人がないということではないか、統計では法人税割が黒字でなければ法人税割を納めていないということの説明にはならないのじゃないですか。

○政府委員(矢野浩二郎君) ただいま先生御指摘の数字は、三十二ページ、三十三ページの一番下の表、これでございますね。昭和五十九年度におきまして法人均等割が二百三十三万、法人税割が二百二十六万九千人、これで余り差がないではないか、赤字法人があつても差がないではないかと。この数字は納税義務者の数でございまして、

赤字の場合には納税しないわけでございますが、納税義務の本来ある者ということとございまして、現実には税を納めたかどうかということとは直接関係ないわけでございます。そういう意味の数字でございまして、ちょっといかに法人税割を納めた者、その年度における納めた者の数だけ挙げたように見えますが、そうではない数字でございます。本来法人税を納めるべき義務がある、たまたまその年は赤字であつて法人税割を納めなかつたという者の数も含めて入っておりますので、人数におつしやるように余り差がないわけでございます。

○三治重信君 そうすると、この表の一番上の個人住民税においても納めるべき人の数であつて、現実には納めていない人の数とはみんな違つておる。潜在的な納税義務者じゃなくて現実的な納税義務者、納税義務が生じた人についての数字でございまして。

それから、私先ほど法人の納税義務者についてちょっと間違えましたので、前回は訂正させていただきます。結局、法人均等割と法人税割の納税義務者の差異というのは、法律に基づきまして均等割だけがかかるという法人が幾つか列挙されております。そういう制度による差だけがここにあらわれている、こういうふうには御理解をいただければ幸いでございまして。

○三治重信君 どうも何か余りよく納得できないのだけれども、もう時間がないからまた後でこれひとつ時間をかけてもう一遍よく教えてくださいます。均等割と所得割について、納める主体を一遍よく説明を聞きたいと思つております。それから最後に、附則で特例措置を二年、三年といつて、ちよつとつづつ延ばしているのだけれども、地方税ではこんな二年先か三年先かというやつはすぐ改正せんらぬだろうし、こんなものは、何と云うのか、陳情受けたいためにこんな

わずか二年、三年と限って法律改正するの。もう少しめどをつけて、少なくとも延長するといふのは五年とか何とか決めてやらぬと。特別措置というものは整理をするのだけれども、整理しないでもどうしても延ばさなければならぬものを二年、三年なんというのをやるのは、どうもこれは本当に責任逃れの、見通しのない特別措置のやり方だと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 確かに申し上げておれば、二年、三年ごとにはしょっちゅうこの改正を実施してはならないか、二年目が来ればまた延長すると、まことに非効率なことをやっているではないかという御指摘でございますが、確かにそういう点もあろうかと思ひます。ただ、近年におきまして、いわゆる非課税措置あるいは特別措置等の整理合理化ということが大変重大な課題になってきております。その際一定の期限を付して、その期限が来た時点で見直しをするという考え方、これをとっておりますためにやや小刻みの年数を定めておられるような状況になつたわけでございます。それらの期限が到来した場合には、そのまま単純に延長するものも、もちろん検討の結果でございます。しかしながら、その際にさらに内容を縮減をして、しかしなおかつもう一回延長しようというふうなものもございまして、そういう意味でおっしゃるような小刻みの延長をやっているわけでございます。その意味は実はそういうところにあるというぐあいには考へております。確かに煩わしい点は、言われてみますとごもっともだと思いますが、趣旨につきましては御理解をいただきたいと存じます。

○三治重信君 最後ですが、この黄色い資料のページの下の方の「国の税制改正に伴うもの」によつて増収が四百五十億。ほかの一般の地方税改正では三角立てで、どんどん減税が多くて、個人均等割は増税しても合計で地方税減税になつてゐる。百二十三億減税になつてゐるけれども、国の税制改正に伴うもので四百五十億の増税になる。これはどういふことなんでしょうか、法人住民税と法

人事業税が国の改正によつて増税になるというの。は。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のとおり、国税の税制改正に伴うものでふえておるといふこと

でございますが、法人住民税の場合には国税の法人税額を課税標準にいたしておられます。それから法人事業税の場合には、その基礎になります法人の所得計算、これは原則的に国税の法人税の場合と同じものを用いておられるわけでございます。これは課税の便宜等の関係ももちろんあるわけでございますが、しかしそのように法人関係税を国税と地方税とでいわば税源配分をしております。したが

いまして、国税の方において改正をいたしましたもの、例えばこの法人住民税でございますと、今回は国税の方で公益法人の税率を引き上げを行つておられるわけでございますが、そういった法人税がその分ふえるわけでございます。その分だけその分を課税標準にして法人住民税を課税するわけでございますから、その一定割合がふえてくるということでございます。

それから、法人事業税の方は、これは法人税額を課税標準にしておりませんで、基礎になる法人の利益といふんです、所得の計算に同じものを、若干違ふところもありませんが、原則として同じものを使つておられるわけでございます。こちらの方は今回の国税の改正では例の貸倒引当金の繰り入れ率の引き上げというのがございまして、その分だけ結果的に増収になります。それと同じ所得計算を使いますので、地方税の方も増収になつてくると、こういうことに相なつておられるわけでございます。

○三治重信君 それでは、あとは予算の委嘱審査のときに質問を譲りまして、私の質問をこれにて終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。本案の修正について上野君から発言を求められておりますので、この際これを許します。上野君。

○上野雄文君 私は、日本社会党を代表し、本案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております。これより提案理由及び概要を御説明申し上げます。社会的公平の確保は、常に政治の基本的課題であります。租税における国民負担が急増しているとき、その公平性の確保は、極めて現実的かつ緊急の課題と言えます。とりわけ地方税においては、租税負担と行政サービスが目に見えてリンクしていることを考えれば、地方税における内外の諸条件を是正し、公平を確保することは、国税以上に重要であることを強調しないわけにはまいりません。この意味で地方税には、今改革すべき多くの課題が山積しております。

その一つは、国税との関係における公平性確保の課題であります。昨年来の政府税調答申では、利子配当課税について個人住民税においても課税の必要性を含め、何らかの適切な対応策の検討の必要性を述べておりますが、このためには国税・地方税を通ずる徴収事務簡素化が必要として、問題の先送りを行つております。利子配当所得にかかる住民税の課題は、所得税とは比べるべくもないくらいに回避されていることを見れば、この点を早急に是正し、総合課税を実現することは、極めて重要な課題であり、徴収事務簡素化とは別問題と言わざるを得ません。

その二つは、税制改正における税収の安定的確保の問題であります。昨年度と同様、一九八五年に於いても、地方税制改正による増減収額は、単年度においては減収が上回るものとなつております。国税においては常に増減収は均衡化が図られる一方、地方税では、それが放置され、辛うじて国税のはね返りによつて埋め合わせするということは、地方税軽視と言われても当然ではないでし

ようか。制度的不公平の例証と言わざるを得ません。

その三つは、大型間接税との関連によつて生じている不公平の問題であります。政府は、多段階、包括、網羅的間接税の創設は考えていないと言いつつも、その本心がE.C型附加価値税の創設にあること、このため長年の懸案である法人事業税に対する外形標準課税の導入を殊さら無視していることは明らかであります。これまた地方税を国税に從属させる典型であります。

その四つは、地方税における不公平の放置問題であります。今回の改正案において、我が党が長年要求してきた事業税に係る新聞運送事業等七業種の非課税措置が廃止されることとなつたことは、十分評価いたします。しかし、同じ事業税に係る社会保険診療報酬課税の特例措置が依然放置されたことは、画竜点睛を欠くばかりか、不公平を拡大するとの批判は免れないのではないでしようか。

以上が、本修正案の基本的考えであります。以下具体的内容について御説明申し上げます。第一は、事業税についてであります。その一つは、法人事業税における外形標準課税の導入についてであります。資本等の金額が一億円以上の法人のうち普通法人を対象として、外形標準課税を行うこととしたしております。課税方式については、現行の所得課税及び外形標準課税の併用方式とし、外形標準については、所得、給与、利子及び賃借料を外形標準といたしております。税率については、現行の所得課税による税収額は、基本的に確保する考えから、所得課税については、現行税率の二分の一とし、外形標準課税については、百分の一・七としたしております。なお、現行の収入金額を課税標準とする法人については除外するとともに、実施時期及び経過措置については、昭和六十一年度から実施することとし、以降二年間の経過措置を設け、激変緩和の措置を講じております。

その二つは、社会保険診療報酬課税の特例措置

についてであり、所得税等と同様の課税を行うこととし、同特例措置を是正することといたしております。

第二は、事業所税についてであります。

まず、事業所税の課税団体の範囲を現行の人口三十万人以上の市から人口二十万人以上の市及び県庁所在地まで拡大することとし、その使途については、公営交通等の環境及び施設の整備にも充当することができるといたしました。

第三は、住民税についてであります。

利子所得等で源泉分離による所得税の課税が行われているものについては、総合課税が行えるよう所要の措置を検討することといたしてあります。

以上が、本修正案の提案理由及び概要であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金九三郎君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○丸谷金保君 私は、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、政府原案に反対、日本社会党提出の修正案に賛成の討論を行います。

既に当委員会におきましては、地方自治確立のための財源、とりわけ自主税源の確保、そして、高まりつつある勤労国民の租税負担の是正のためにも不公平税制を是正する、この二つの点で政府と野党が一致しておる基本的な統一認識、これが確立されておることを強調したいと思っております。

しかし私は、今回政府提案の地方税改正案を見る限り、残念ながらこうした認識が政府案で何ら具体的に示されていないことを指摘しなければなりません。

第一に、この改正案においては、多くの勤労国民の要求であり、不公平税制の是正に不可欠な個人住民税減税が含まれておりません。本問題につきましては予算委員会においても論議の焦点とな

っておりますが、政府はこの当然の措置であるべき住民税減税を放置しております。我が党は、減税問題については、参議院予算委員会が開催中であること、与野党幹事長・書記長会議における確認も踏まえまして、今後具体的折衝が進められるであろうことを勘案して、あえて修正案から除外いたしました。この場においてこのことで、改めて個人住民税等の減税について要求をいたしておきます。

第二に、住民税減税にも関連いたしますが、政府改正案におきましては、不公平税制の是正について、その前提となるべき制度改正がほとんど含まれておらず、わずかに新聞輸送等七業種に対する課税適正化が盛り込まれているにすぎません。我が党提案の社会保険診療報酬課税の適正化、利子所得等に対する総合課税の適正化は、不公平税制は正のシンボルとも言うべきものであります。私も、医師の必要経費や勤労国民の貯蓄に対する課税強化を求めているのではなく、医療行為に対する社会的理解の促進、少額貯蓄の保護のためにこそ制度改善、課税適正化が必要不可欠であるとの認識に立つものであります。

第三に、地方財源の安定確保に対する自治省の姿勢が極めて安易であることを指摘しておきます。地方財政は、累積五十四兆円を超える借金を残しており、かつ八五年度におきましては収支均衡とされながらも、国より新たな地方負担転嫁によって五千八百億円の財源不足を生じさせておられます。加えて、国税と違い、地方税においては安定的税源に欠けており、毎年度の収入は極めて不安定であります。しかも、政府の財政縮小路線による行政投資の抑制に対し、地域の行政需要は増大しております。そうしたギャップは脆弱な自治体財政に重くのしかかっております。今や自治体の自主税源の拡充は緊急の課題であり、私は社会党の案である事業税における外形標準課税の導入や事業所税の課税拡大は当然の措置であると考へておる次第でございます。

また、政府案におきましては、固定資産税の大

幅引き上げ等、今日の勤労国民の生活実態を考えると、不公平税制を放置しているのに対し、国民の重税感をさらに深める措置が盛り込まれており、我が党は強く反対するものであります。

私は、以上の理由をもって政府原案に反対し、日本社会党提出の修正案に賛成するものであります。委員各位の御賛同をいただきますよう重ねてお願いをいたします。

○岩上三郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、政府原案に賛成し、修正案に反対の意を表します。

政府原案は、個人住民税の均等割税率を見直すこと、新聞業等七事業の非課税措置を廃止すること、個人事業税の事業主控除額を引き上げること、評価がえに伴う固定資産税負担の激変緩和を図ること、地方道路税源を確保すること等を主要内容とするものであります。

地方団体は、教育、福祉、地域経済の振興、生活基盤の整備など、住民生活に直結する重要な仕事をしております。したがって、これら事業の実施に必要な財源を安定的に確保することは地方財政の重要な課題であります。

もとより、社会経済情勢の変化に対応し、税負担の軽減、合理化についても常に配慮していかねばならないことは申し上げるまでもないことであり、昭和五十九年度においては国民の期待にこたえ、昭和五十九年度において住民税の本格減税を実施したところであります。

今回の政府原案は、五十九年改正税制等の経緯を踏まえ、当面の課題に対処するため、長年懸案であった新聞業等に対する事業税の非課税措置を廃止し、また固定資産税負担の調整を図るなど、負担の合理化に努め、あわせて地方道路財源の確保など、必要な措置を講じようとするものであります。

地方税をめぐる中長期的課題としてはいろいろの問題が提起されておりますが、当面する地方税制の改正に当たりましては、国の施策との整合性を図りながら有効な地方財政対策の確立とあわ

せ、着実に地方税源の充実を図っていくことが必要であります。

政府原案は、これらの点についても周到な配慮をしており、その努力は高く評価すべきものでありまして、今回の措置は現時点で最も妥当なものと考へます。

以上の理由により、私は政府原案に賛成し、修正案に反対いたします。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となっております地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、政府原案に反対の討論を行うものであります。

反対する第一の理由は、本案が増税なき財政再建に逆行するものだからであります。

今回の政府原案では、個人住民税の均等割の大幅引き上げを行おうとしております。これでは庶民はますます重税にあえぐばかりではありませんか。本来ならば、住民税の課税最低限の引き上げを実施するなど、本格的な減税を行うべきであります。ここ数年、個人住民税は減税が行われ、効果が相殺され、十分な減税ではなかったものであります。税は国民にとって年々過重な負担となっており、減税問題は国会最大の政治課題でありました。

与野党間で合意した単身赴任減税、在宅寝たきり老人介護控除、教育減税など、政策減税を早急に実行するとともに、本格的減税に政府・自民党が誠意を持って実現されることを強く要望するものであります。この際、国民の税負担の軽減を図るため、政府原案にある個人住民税の均等割の引き上げについては撤回すべきであります。また、低所得者層に対する配慮として、課税最低限の引き上げを少なくとも生活保護基準額を上回るようすべきであります。

第二の理由は、不公平税制が是正されていないからであります。

現行の地方税制度は、電気税、事業税、固定資産税等を初め、各種の非課税措置がとられており、その上に国の租税特別措置により地方税が減

収する仕組みになっております。これでは地方公共団体は自主的財政運営を實行できないばかりか、税の不公平が生じていることは、審議の中で指摘したところであります。また、現行の利子配当所得については、分離課税をとる場合においては地方税が課税されないため、これまで地方財政の減収と税の不公平を生じせております。したがって、税の公正、地方財政の充実を図るため、税制の抜本的改革を図るべきなのであります。が、今回何ら手をつけていないことは誠に残念であります。

第三の理由は、固定資産税の課税が実態に反して不当に引き上げられたからであります。

本年は、三年に一回の固定資産税の評価がえの年に当たります。ところが、この三年間の地価上昇率が一〇％弱であるのに対して固定資産税は二〇％も引き上げられており、地価上昇の二倍にもなっているという誠に実態に反したものとされているのであります。サラリーマン等、国民所得の事情を考えたとき、今回の固定資産税の引き上げは国民生活をますます圧迫するものであります。生活の基盤である一定規模以下の宅地及び建物の固定資産税は大幅に減免すべきであります。また、現行の措置だけではなく、負担緩和措置をさらに進める必要があります。

理由の第四は、地方の自主財源強化が行われていないからであります。

現行の国、地方間の税源配分は、国六五に対して、地方三五となっておりますが、支出面では国二五に対し、地方は七五と逆転しているものであります。国が財源をがちり握って、補助金等を通じて地方をがんじがらめに統制するという中央集権的行政機構となつていくのが税源配分の現状であります。これでは、地方公共団体が地域の特性を發揮した自主的な事業を実施しようとしても、どうしても補助金のつく事業を優先せざるを得ないのであります。現状では、地方自治の本旨にのっとり、自主的な財政運営を推進することは極めて困難となっております。今、地方自治体が

最も期待する地方制度改革の大きな課題は地方税源充実を柱とした地方財政の確立ではありませんか。以上の理由により、私は政府原案に反対するものであります。

なお、社会党提案の修正案につきましては、その考えの方向性は是とするところも多いのであります。が、諸情勢を考えたとき、にわかには賛成しかねることを表明し、私の反対討論を終わります。○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案並びに日本社会党提出の修正案に対する反対の討論を行います。

今日、国民の減税に対する要望は切実なものとなっております。とりわけ地方税は、非課税限度額が生活保護基準並みあるいはそれ以下の水準で据え置かれて見ても明らかのように、国税と比べて低所得者にとっては重い負担になっており、勤労市民、低所得者層の税負担の軽減は焦眉の急です。ところが、今回の政府提出案は、減税どころか、逆に増税になっていきます。

課税最低限の据え置きに加えて、中世の人頭税の名残とさえ言われている均等割の引き上げです。このため、昨年のいわゆる三千億円の減税にもかかわらず個人住民税の税収は前年比五千五百億円もふえ、五十八年度以来三年連続して法人関係税を上回る状態が続いています。特に、五十九年度から六十年年度への年取上昇率を五％と仮定して税額の推移を試算すると、年取三百万円台では一七％、一千万円台では八・七％となり、低所得者層への負担強化ははっきりと見えています。

さらに、固定資産税の大幅な評価がえは、増税を加速させるとともに、とりわけ年金生活者、身障者、小規模所得者等にとって重課となつていきます。また、戦前の営業税時代から非課税とされてきた新聞業など七業種に対する事業税の非課税制度の廃止は、これらの事業が公益的性格が強い事業であるとともに、圧倒的多数が中小零細企業、個

人であることを考えると、消費者への負担転嫁が困難であり、小事業者への負担増が避けられないことは必至です。

第二の反対理由は、多くの国民や中小零細企業などへの課税強化の一方で、大企業、大資産家に対するさまざまな優遇措置がほとんど温存されたばかりか、拡大さえされたことと温存された別土地保有税では、市街地調整区域外の、いわゆる白地地域内の保有十年を超える土地が課税対象外とされています。これは、五十七年度の土地税制緩和に続くものであり、四十年代後半、投機的土地買い占めに狂奔した悪徳大企業を免罪にするに等しいものです。このような優遇措置については、地方財源の確保のためにも、公平な税制確立のためにも本格的な見直しを求められているにもかかわらず、これがなされていないのであります。

以上が政府案に対する反対の理由の主要点であります。次に、日本社会党提出の修正案についてですが、住民税減税に傾けていないこと、固定資産税の評価がえによる実質増税をねらう政府案を基本的に容認していることが問題であると考へます。個々の内容についても、事業税、住民税関係については賛成できますが、事業税の外形標準課税については、所得、給与、利子、賃借料を外形標準としており、いわゆる付加価値税につながるおそれや人件費課税の性格を持つなどの問題点があり、賛成することはできません。我が党は、外形標準課税については従来から資本金に内部留保を加えたものを自己資本としてとらえ、これに課税すべきであると主張していることを申し添えます。社会保険診療報酬課税の特例の是正についても、医療費の高騰を招くおそれや医師の果たす社会的役割をも考慮する必要があると考へ、直ちに賛成しかねます。

以上の理由から社会党提出の修正案には賛同しかねます。最後に、日本共産党は、住民税三千億円の減

税、固定資産税の増税をやめること、そして国民生活の向上、景気の回復の方向こそ地方財政健全化の道であることを主張して、討論を終わります。

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております地方税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

以下、反対の理由を申し上げます。その一つは、個人均等割の引き上げ率であり、今回のアップ率はいかにも大き過ぎるのではないかと考へます。昨年、所得税、住民税一兆二千億円の減税をしたばかりなのに、何ゆえかかる負担をかけるのか、了解に苦しむところであり、勤労者においては、ベースアップがあつても可処分所得はほとんど上がっていないのが現状であるにもかかわらず、均等割を上げることには反対であります。法人税制の増税も同様であります。

その二は、固定資産評価額において、宅地平均一九・九％の引き上げは、実際の固定資産の価額が上昇しているところからやむを得ないところでございますが、固定資産というものは生活の本拠として利用されているのが一般であつて、収益の源泉とはなっていない固定資産が多いのであります。したがって、収入との対比において負担増となり、その影響は大きいことが予想されます。激変緩和より、むしろ評価額のアップに比例して課税率を引き下げて現状と変わらないようにすべきであろうかと思ひます。固定資産税の増税は、さきにアメリカ・カリフォルニアでは減税競争に火をつけた経験もあるのであります。少なくとも生活資産である個人住宅資産とか小規模事業用資産については据え置きにすべきであります。

その三は、附則等においてまだまだ多くの特例措置の存続であります。細切れの延長ではなく、もつと整理すべきであろうかと思ひます。しかし、事業税における新聞七事業に係る非課税措置の廃止、並びに各種税の控除額の引き上げと課税除外等を図つたことは時宜を得た改正であります。

なお、社会党の修正案は、不公平税制を改正する点も多々ありますが、増税含みの改正でありますので反対であります。

以上をもって討論を終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより地方税法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、上野君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 少数と認めます。よって、上野君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

上野君から発言を求められておりますので、これを許します。上野君。

○上野雄文君 私はいまだ可決されませんでした法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について善処すべきである。

- 一、地方自治の拡充強化を図るため、国、地方間の事務、権限及び税配分の在り方を抜本的に検討し、地方財源の安定確保を図ること。
- 二、地方税収の安定確保を図るため、事業税の非課税規定の整理、法人事業税において所得

課税と外形標準課税の併用等、課税標準の見直しを図るよう所要の措置を検討すること。

三、利子所得等の課税適正化を図るため、源泉分離による所得税の課税が行われているものについては、住民税の課税に関する適切な対応策を検討すること。

四、国民の租税負担の現状に鑑み、個人住民税減税の促進に努めること。

五、固定資産税の課税について、居住用資産等に係る負担軽減措置を更に検討すること。

六、事業所税については、その課税団体の範囲・用途等を含め所要の検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ、満場一致御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(金丸三郎君) ただいまの上野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よって、上野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、古屋自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。古屋自治大臣。

○國務大臣(古屋亨君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して、善処してまいりますと存じます。

○委員長(金丸三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金丸三郎君) この際、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。古屋自治大臣。

○國務大臣(古屋亨君) ただいま議題となりました地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、既に、国家公務員の災害補償制度につきまして、人事院の意見の申し出に基づき、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしておりますが、地方公務員の災害補償制度につきましても、それと同様の措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、遺族補償年金の支給資格年齢の引き上げであります。

遺族補償年金の支給資格年齢を、夫、父母及び祖父母については六十歳以上、兄弟姉妹については十八歳未満または六十歳以上に引き上げるものであります。ただし、当分の間の措置として、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ五十五歳以上六十歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族とする特別措置を講ずることとしております。

第二に、福祉施設に関する規定の整備であります。

福祉施設の趣旨及び内容を明確化するため、福祉施設に関する規定の整備を行うこととしております。

第三に、年金たる補償の額の改定規定の整備であります。

年金たる補償の額については、国家公務員災害補償制度における年金たる補償の額の改定の例に

より、当該年金額を改定するものとしております。

第四に、役員の任期の改正及び補償の支給事務の簡素化を図るほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(金丸三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

〔参照〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第五十三条第四項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条第一項中「所得及び」を「所得、外形標準額及び」に改める。

第一条中第七十二条の四第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条の五の二の見出し中「所得」を「所得等」に改め、同条中「清算中に生じた所得」を「清算中の所得及び外形標準額」に改め、「各事業年度の所得」の下に「及び外形標準額」を加える。

第七十二条の十二中「その他の事業にあつては」の下に「資本等の金額(第二十三条第一項第四号の二に規定する資本等の金額をいう)が一億円以上の法人(第七十二条の二十二第四項各号に掲げる法人を除く。以下本節において「外形課税法人」という)については各事業年度の所得及び外形標準額並びに清算所得、その他の法人については」を加え、同条に次の一項を

算所得」を、「外形標準額若しくは清算所得」に改め、同条第四項中「所得」の下に、「外形標準額」を加え、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七十二条の四十五の二中「所得」の下に「外形標準額」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「納付すべきもの」の下に「並びに所得及び外形標準額に対する事業税を納付すべきもの」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改め、「所得」の下に「外形標準額」を加え、「同条同項但書」を「同項ただし書」に改める。

第七十二条の五十第一項ただし書中「但し、第七十二条の十七第一項ただし書の規定の適用を受ける第七十二条第七項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人若しくは」を「ただし」に改める。

第七十三条の四第一項第四号中「身体障害者福祉法」の下に「昭和二十四年法律第二百八十三号」を加え、同項第八号中「国家公務員等共済組合法」の下に「昭和三十三年法律第二百二十八号」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「昭和三十一年法律第五十二号」を加える。

第一条中第七百条の二十一第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七百一条の三十一第一項第一号中「イ及びロ」を「イ、ロ及びハ」に、「三十万」を「二十万」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イに掲げる市以外の市で道府県の事務所（地方自治法第四十一条に規定する事務所をいう。）の所在するもの
事務所をいう。の所在するもの
第一条中第七百一条の四十一第一項の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第七百一条の七十三第一号中「交通施設」の下に「（地方公共団体の経営する交通事業に係る交通施設を含む。）」を加える。

第一条中第七百二条第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七百三条の四第二項中「国民健康保険法第八條の二」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八條の二に改め、同項第一号中「老人保健法」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加える。

附則第一条第三号中「第三十四条第一項第三号」の下に「並びに第二章第二節の改正規定（第七十二条の四第二項、第七十二条の十四第一項ただし書、第七十二条の十七第一項及び第三項第一号並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定、第七十二条の四十一第一項の改正規定（一、第七十二条の十四第一項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会）を削る部分に限る。）」並びに第七十二条の五十第一項の改正規定を除く。を、「附則第二条第三項」の下に「第三条第九項から第十一項まで」を加える。

附則第三条第二項中「に限る。」の下に「並びに第七十二条の十七第一項及び第七十二条の五十第一項の規定」を加え、同条第八項中「旧非課税事業を行う個人又は法人に係る」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加える。

8 新法第七十二条の十四第一項及び第七十二条の四十一第一項の規定（新法第七十二条の十二第一項に規定する外形課税法人に関する部分を除く。）は、施行日以後に開始する事業年度（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度の法人の事業税については、なお従前の例による。

9 新法の規定中法人の事業税に関する部分（新法第七十二条の十二第一項に規定する外形課税法人に関する部分に限る。第十一項において同じ。）は、昭和六十一年四月一日以後に開始する事業年度（同日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税及び同日以後に開始する清算中の法人の事業税については、なお従前の例による。

10 新法第七十二条の二十二第二項第二号及び第二項の規定の適用については、昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度の法人の事業税及び昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税に限り、これらの規定中「百分の三」とあるのは「百分の五」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の七・五」と、「超える金額の百分の六」とあるのは「超える金額の百分の七」と、「百分の一・七」と、「所得の百分の六」とあるのは「所得の百分の八」とする。

11 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、前二項の規定にかかわらず、旧非課税事業を行う法人の昭和六十三年四月一日以後に開始する事業年度（同日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税及び同日以後に開始する清算所得に対する法人の事業税については、同日前に開始した事業年度の法人の事業税に限り、これらの規定中「百分の三」とあるのは「百分の五」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の七・五」と、「超える金額の百分の六」とあるのは「超える金額の百分の七」と、「百分の一・七」と、「所得の百分の六」とあるのは「所得の百分の八」とする。

業年度を除く。）分の法人の事業税及び同日以後に開始する清算中の法人の事業税に限り、これらの規定中「百分の三」とあるのは「百分の五」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の七・五」と、「超える金額の百分の六」とあるのは「超える金額の百分の七」と、「百分の一・七」と、「所得の百分の六」とあるのは「所得の百分の八」とする。

10 新法第七十二条の二十二第二項第二号及び第二項の規定の適用については、昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度の法人の事業税及び昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税に限り、これらの規定中「百分の三」とあるのは「百分の五」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の七・五」と、「超える金額の百分の六」とあるのは「超える金額の百分の七」と、「百分の一・七」と、「所得の百分の六」とあるのは「所得の百分の八」とする。

11 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、前二項の規定にかかわらず、旧非課税事業を行う法人の昭和六十三年四月一日以後に開始する事業年度（同日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税及び同日以後に開始する清算所得に対する法人の事業税については、同日前に開始した事業年度の法人の事業税に限り、これらの規定中「百分の三」とあるのは「百分の五」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の七・五」と、「超える金額の百分の六」とあるのは「超える金額の百分の七」と、「百分の一・七」と、「所得の百分の六」とあるのは「所得の百分の八」とする。

年度分及び同日前に解散した法人の同日以後に開始する清算中の事業年度の法人の事業税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、附則第十七条の次に次の一条を加える。

（検討）
第十八条 利子所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の課税については、その適正化を図るため、速やかに検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとする。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）
地方税法等の一部を改正する法律案
（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項第四号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第二項及び第四十一条の十二第四項」に改め、「第四十二条の四」の下に「及び第六十八條の二」を加え、同項第六号中「第二十九條の五」を「第二十九條の六」に改め、同項第七号中「第二十九條の五」を「第二十九條の六」に、「二十九萬円」を「三十三萬円」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者で、前年の合計所得金額が十萬円以下であるもの

第二十三条第一項第七号に次のように加える

る。

ニ 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者(前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円未満である者に限る)で、前年の合計所得金額が十万円から当該給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した後の金額の二・三倍に相当する金額を十万円に加算した金額以下であるもの

第二十三条第一項第八号中「前号イからハまで」を「前号イからニまで」に改める。

第三十二条第四項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第三十四条第一項第三号中「社会保険料をいう」を「社会保険料(租税特別措置法第四十一条の十第二項において社会保険料とみなされる金額の額を含む)をいう」に改める。

第三十八条中「五百円」を「七百円」に改める。

第五十三条第四項中「こえる」を「超える」に改め、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の六第六項又は」を加える。

第七十二条の四第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号を第二号とする。

第七十二条の十七第三項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「二百二十万円」を「二百四十万円」に改める。

第七十三条の十四第一項中「四百二十万円」を「四百五十万円」に改める。

第七十三条の二十七の七の次に次の一条を加える。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
第七十三条の二十七の八 道府県は、民法第三十四条の法人で外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第四條第一項第六号に該当する者として

の在留資格を認められた者をいう。以下本条において同じ。)の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内当該土地を外国人留学生の寄宿舎(政令で定めるものに限る。以下本項において同じ。)の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、民法第三十四条の法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十七の三第二項中「前項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十三条の二十七の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該民法第三十四条の法人」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十八の見出し中「又は地方住宅供給公社」を削り、同条第一項中「又は地方住宅供給公社」及び「又は第九号の二」を削り、同条第二項中又は地方住宅供給公社」を削り、「行なわれた」を「行われた」に改める。
第二百二十二条の二第二項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。
第二百九十二条第一項第四号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を

「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改め、「第四十二条の四の下に」及び第六十八号の二を加え、同項第六号中「第二十九号の五」を「第二十九号の六」に改め、同項第七号中「第二十九号の五」を「第二十九号の六」に、「二十九万円」を「三十三万円」に改め、同号ハを次のように改める。
ハ 前年の所得の全部が給与所得等以外の所得である者で、前年の合計所得金額が十万円以下であるもの

ニ 前年中に給与所得等と給与所得等以外の所得とを有する者(前年の合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円未満である者に限る)で、前年の合計所得金額が十万円から当該給与所得等以外の所得に係る部分の金額を控除した後の金額の二・三倍に相当する金額を十万円に加算した金額以下であるもの

第二百九十二条第一項第八号中「前号イからハまで」を「前号イからニまで」に改める。
第三百十條第一項の表中「二千円」を「二千五百円」に改め、同条第二項中「二千六百円、二千円及び千四百円」を「三千二百円、二千六百円及び二千円」に改める。
第三百十三條第四項第一号中「四十万円」を「四十五万円」に改める。

第三百十四條の二第二項第三号中「社会保険料をいう」を「社会保険料(租税特別措置法第四十一条の十第二項において社会保険料とみなされる金額の額を含む)をいう」に改める。
第三百二十一條の八第四項中「こえる」を「超える」に改め、「租税特別措置法」の下に「第四十二条の六第六項又は」を加える。
第三百四十八條第二項第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 自動車事故対策センターが自動車事故対策センター法第三十一条第一項第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十九條の三第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項から第二十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十六項中「三分の二」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げる。
第三百八十九條第一項中「関係市町村」を「次に掲げる固定資産について関係市町村」に、「第三百九十三條、第三百九十四條第一項、第三百九十九條、第四百條及び第四百十七條第二項において同様とする」を「において同じ」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「若しくは配電」を「配電若しくは電気通信」に改める。
第四百四十四條第一項第一号イ中「〇・六キロワット以下のもの」の下に「ニに掲げるものを除く。」を加え、同号ロ及びハ中「総排気量」を「二輪のもの、総排気量」に改め、同号に次のように加える。
ニ 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの
年額 二千五百円
第五百八十六條第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)第五條第五項に規定する承認(同法第六條第一項に規定する承認を含む)に係る同法第五條第一項の開發計画において定められた同法第二項第一号に掲げる地域において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、製造の事業又は研究の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを

新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場又は研究所用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む）

第七百八十六條第二項第二十九号中「第二十三号」の下に、「第二十七号の四」を加える。
第七百八十六條第五号中「陶磁器製造業」の下に、「木材加工業」を加え、「陶磁器の製造工程における焼成の用途」を「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途」に改める。

第七百八十六條第二項中「第十五条の四」を「第十五条の三」に改める。
第七百八十六條第三十四第三項第二十五号中「道路運送法」の下に「昭和二十六年法律第八十三号」を加え、同条第四項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「及び」の下に「当該防火対象物に設置される」を加える。

第七百八十六條第四十一項の表の第十号中「又は購買施設」を削る。
第七百八十六條第二項中「第十七項又は第三十一項」を「第十六項又は第三十項」に改める。
附則第四條第一項中「昭和四十七年度から昭和六十二年まで」を「昭和六十二年以後」に、「限り、」を「係る」に改め、「適用については」の下に、「当分の間」を加える。

附則第五條第三項中「所得割」を「昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割」に、「昭和四十六年から昭和六十一年までの各年」を「前年」に改める。
附則第八條の二中「租税特別措置法第六十三條第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を附則第八條の三とし、附則第八條の前の見出しを削り、同条を附則第八條の二とし、附則第七條の次に次の見出し及び一条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例）

第八條 昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第四十二條の四第四項第二号に規定する基盤技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「控除前のもの」とあるのは、「控除前のものから、同法第四十二條の四第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により法人税額から控除すべき金額のうち同条第四項第二号に規定する基盤技術開発研究用資産の取得価額に係る部分の金額に相当するもの」として政令で定める額を控除した額」とする。

2 租税特別措置法第四十二條の四第三項に規定する中小企業者等の昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二條の四及び第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする。
附則第十條第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
附則第十條の二に次の一項を加える。
2 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社若しく

は家を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものが新築して売り渡す住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該土地の取得が昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二十四第一項第三号中「二年」とあるのは、「三年」として、同項の規定を適用する。

附則第十一條第二項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「本項」を「第四項まで」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「同法第八條第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地」を「農用地区域内にある土地」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項の規定による交換分合により同法第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（政令で定める土地の取得を除く）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十二年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額（次号において「登録価格等に相当する額」という。）

二 当該土地の取得が、農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項第一号に掲げる場合に行われる交換分合による農用地区域内にある土地の取得である場合 登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

附則第十一條第五項中「日本専売公社の補助」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社が作成した計画に基づく補助に相当するもの」として自治省令で定める補助に、「昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「五分の二」に改める。

附則第十一條の四第一項中「昭和六十年三月三十一日まで」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間」に改め、「乗じて得た額」の下に「二分の一に相当する額」を加え、同項ただし書中「附則第十一條第二項から第四項まで」を「第十三項又は附則第十一條第二項若しくは第四項」に改め、同条第三項中「並びに附則第十六條第三項及び第四項」及び「（附則第十六條第三項及び第四項において「転用の届出」という。）」を削り、「同条第二項に規定する中高層耐火建築物（地上階数（同項に規定する地上階数をいう。第五項において同じ。）四以上を有するものに限る。）」を「中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二條第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）四以上を有するもの）をいう。第五項において同じ。）」に、「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間（同条第三項及び第四項において「指定期間」という。）」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年

備にあつては、当該線路設備又は電路設備に改め、同条第十四項を次のように改める。

14 国際電信電話株式会社放送法第二条第二号に規定する国際放送に必要な施設を設けるため日本放送協会から資金の交付を受け、その資金をもつて昭和六十年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に取得した当該国際放送の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十五項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第十八項中「第三百四十九条の三第二十四項」を「第三百四十九条の三第二十三項」に改め、同条第二十項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に、「昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日まで」を「昭和五十九年一月二日から昭和六十一年一月一日まで」に、「五分の四」を「五分の五」に改め、同条第二十二項中「昭和五十九年度」を「昭和六十一年度」に改め、同条に次の一項を加える。

29 道路運送法第五十条第一項に規定する自動車道事業者が、新たに営業路線を開業するため又は幅員の拡張若しくは路面の種類の変更をするため、昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に設置した一般自動車道に係る構築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該構築物に係る固定資産税の課税

標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十二年一月一日」に改め、同条第三項中「特定市街化区域農地の所有者等」を「特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下次項までにおいて同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）に、「転用の届出」を「同法第四条第一項第五号又は第五号第一項第三号の届出（次項において「転用の届出」という。）に、「指定期間内において」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に」、「十五年度分」を「十年度分」に改め、同条第四項中「指定期間内において」を「昭和六十年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十九年一月一日」を「昭和六十一年一月一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に改め、同条第四号中「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十六年度に係る」を「昭和五十九年度に係る」に改め、同号イの表を次のように改める。

(1) (2)に掲げる土地以外の土地

昭和五十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）による改正前の地方税法（以下「昭和六十年改正前

の地方税法」という。）第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に昭和六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額）

(2) 昭和五十九年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地

これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第十七条第四号の表を次のように改める。

(1) (2)に掲げる土地以外の土地	昭和五十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2) 昭和五十九年度分の都市計画税について昭和六十年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地（昭和五十九年度において都市計画税を課せられなかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることとなるものを含む。）	これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和六十年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

附則第十七条第五号中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に、「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十七年度分」を「昭和六十年年度分」に改め、同条第六号中「附則第十九条の三第一項」を「附

則第十九条の三」に、「これらの規定」を「第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文」に、「昭和五十六年度課税標準額」を「昭和五十九年度課税標準額」に、「昭和五十七年度」を「昭和六十年年度」に、「昭和五十九年度」を「昭

附則第二十九條の七第一項中「又は第十九條の四第一項」を削り、「附則第十九條の四第一項」を「附則第十九條の三」に改め、同条第二項中「及び第二十七條」を「第十九條の四、第二十七條及び第二十七條の二」に改める。
 附則第三十條の二を次のように改める。
 (軽自動車税の税率の特例)
 第三十條の二 昭和六十年二月十五日前に軽自動車税の納税義務者が取得した第四百四十四條第一項第一号ニに掲げる軽自動車等に該当

するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号ニ中「千五百円」とあるのは、「千円」と読み替えるものとする。
 2 昭和六十年度分及び昭和六十一年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対する第四百四十四條第一項及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四百四十四條第一項第一号	
千円	七百円
千二百円	千五百円
千六百円	千四百五十円
二千五百円	二千三百円
二千四百円	二千二百円
三千円	一千八百五十円
五千五百円	五千二百円
七千二百円	六千五百円
三千円	二千九百円
四千元	三千六百五十円
四千元	三千六百五十円
千円	七百元

3 前二項の規定の適用がある場合における第四百四十四條第二項及び第三項の規定の適用

については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(附則第三十條の二第一項及び第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「同項各号」とあるのは「前項各号(同条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項(附則

第三十條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。
 附則第三十一條の三第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年まで」に改める。

附則第三十一條の四第一項中「市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く」を「市街化区域内に所在する土地に限る」に改める。

附則第三十一條の五第一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「附則」を「附則」に、「読み替える」を「第六百二條第一項中「使用しようとする場合」とあるのは「使用しようとする場合(附則第三十一條の五第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度において当該土地を非課税土地として使用することができなかつたことが災害その他やむを得ない理由によるものである場合に限る。)」と、第六百二條第一項中「譲渡をしようとする場合」とあるのは「譲渡をしようとする場合(附則第三十一條の五第一項の規定により特別土地保有税の課されることとなる年度まで当該土地を譲渡することができなかつたことが災害その他やむを得ない理由によるものである場合に限る。)」と読み替える」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 市長が前項の確認を行う場合には、特別土地保有税審議会の議を経なければならない。
 この場合において、第二項において準用する第六百三十三條の三第一項中「前条第四項」とあるのは「前条第四項及び附則第三十一條の五第六項」と、「同条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第三十一條の五第五項」とする。

7 第五項の確認を受けた日後の当該確認を受けた土地について、第二項において第六百三十三條の二の規定を準用する場合には、同条第二項ただし書及び第四項ただし書中「同項の確認」とあるのは「同項の確認(附則第三十一條の五第五項の確認を含む。)」と、同条第六項中「第一項の確認」とあるのは「第一項の確認(附則第三十一條の五第五項の確認を含む。)」と読み替えるものとする。

8 第五項後段の規定において準用する第六百三十三條又は第四項の規定により徴収を猶予した税額について、第二項において第六百

七條第二項及び第六百八條第一項第四号の規定を準用する場合には、これらの規定中「第六百二條第二項」とあるのは、「第六百二條第二項及び附則第三十一條の五第五項」と読み替えるものとする。

附則第三十二條第三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の二中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。
 附則第三十三條を削り、附則第三十二條の五を附則第三十三條とする。
 附則第三十三條の二第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第二十五條の二第六項」を「第二十五條の二第七項」に改める。

附則第三十四條の二第一項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十二年年度まで」に改め、同条第七項を「第八項」に改め、同条第八項第一号中「附則第三十四條の二第六項」を「附則第三十四條の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。の場合において、租税特別措置法第三十四條の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等の譲渡につき前条第一項の規定(同法第三十四條の二第一項の規定

の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第三十四条の第三項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年年度まで」に、「附則第三十四条第一項各号」を「附則第三十四条第一項第二号」に改め、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号イ中「八十万円」とあるのは「六十四万円」とを削り、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二・五に相当する」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第一項各号」を「附則第三十四条第一項第二号」に、「百分の二」を「百分の一・五」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「八十万円」とあるのは「百六十万円」と、「六十四万円」とあるのは「百三十六万円」とを削る。

附則第三十五条の第二項中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十九年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改める。

附則第三十七条第五項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項の見出し中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年年度まで」に改め、同項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年年度まで」に改める。

から昭和六十三年年度まで」に、「附則第十九条の四第一項」を「附則第十九条の四」に、「当該市街化区域農地に係る同項」を「当該市街化区域農地に係る同条第一項」に、「額とする」を「額(当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とする」に改める。

附則第十七項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第六号中「線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物」を「停車場設備(乗降場に係る部分に限る)、線路設備又は電路設備」に改め、「線路設備」の下に「又は電路設備」を加える。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定、第二百九十二条第一項第四号の改正規定及び同法附則第八条に一項を加える改正規定を削る。

附則第一条第四号を次のように改める。

四 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三条の十四第一項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第三項の規定 昭和六十年七月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定(場合及び)を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。及び第二、百九十二条第一項第四号の改正規定(場合及び)を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。 昭和六十一年一月一日

三 第一条中地方税法第三十四条第一項第三号、第三十四条の二第一項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の改正規定並びに附則第二条第二項及び第五号第二項の規定 昭和六十一年四月一日

四 第一条中地方税法附則第四条第一項及び第五号第三項の改正規定並びに附則第二条第三項及び第五号第三項の規定 昭和六十二年四月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項及び第五号第三項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三号第四項の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する

る事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四第二項の規定(個人の事業税に関する部分に限る)は、昭和六十一年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、昭和六十一年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、個人が昭和六十一年一月一日前日から引き続き第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十二条の四第二項第一号から第五号までに掲げる事業(以下この条において「旧非課税事業」という。)を行つておるときは、当該旧非課税事業は、同日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中個人の事業税に関する部分を適用する。

3 旧非課税事業を行う個人の昭和六十一年から昭和六十三年までの各年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準となる事業の所得は、新法第七十二条の十五、第七十二条の十七、第七十二条の十八及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該個人の事業の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円(旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額(以下この項において「算定金額」という。))が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額

二 算定金額の二分の一に相当する金額

二 算定金額の二分の一に相当する金額

4 前項の場合において、当該個人の事業を行つた期間が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

5 新法第七十二条の四第二項の規定（法人の事業税に関する部分に限る。）は、施行日以後に開始する事業年度の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日以後最初に開始する事業年度の開始の日から引き続き旧非課税事業を行つておるときは、当該旧非課税事業は、当該開始の日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中法人の事業税に関する部分を適用する。

6 旧非課税事業を行う法人の施行日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の事業税の課税標準となる所得は、新法第七十二条の十四第一項、第七十二条の十五及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該法人の当該事業年度の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円（旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「算定金額」という。）が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額）

二 算定金額の二分の一に相当する金額

7 前項の場合において、当該法人の事業年度が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、旧非課税事業を行う個人又は法人に係る事業税の課税標準の算定その他事業税に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、同日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅を増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 旧法第七十三条の二十八第二項の規定は、施行日前に同条第一項の規定の適用を受ける土地及び同項に規定する旧法第七十三条の第二項の規定により地方住宅供給公社が不動産取得税の納税義務を負うこととなる住宅について、施行日以後に地方住宅供給公社から最初に譲渡が行われた場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三条の二十八第二項中「前項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法

律第一号）第一条の規定による改正前の地方税法第七十三条の二十八第一項」とする。

5 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和五十九年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十四條の二第二項第三号並びに附則第三十四條の二及び第三十四條の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項及び第五条第三項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一條の八第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に設けられた旧法第三百四十九條の三第十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五條第十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十九年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二號）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六條第三項に規定する貸家住宅及び当該期間内に新築された同条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七條 昭和六十年分までの固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に設けられた旧法第三百四十九條の三第十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五條第十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十九年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に設けられた旧法第三百四十九條の三第十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五條第十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十九年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価額等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価額等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価額若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価額等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
第八條 新法第四百四十四條第一項第一号及び附則第三十條の二第一項の規定は、昭和六十年年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
2 旧法附則第三十條の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十九年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第九條 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九號の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一條の三第一項及び第三十一條の四の

規定は、昭和六十年年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
2 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九號の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第十條 新法第七百一十條の四十一第一項の表の第十号の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一十條の三十一第一項第七号に規定する事業所（以下この条において「事業所」という。）のうちの新築又は増築に対して課すべき新法第七百一十條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所（以下この条において「新増設に係る事業所」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所（以下この条において「新増設に係る事業所」という。）については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
第十一條 新法の規定中都市計画税に関する部分（昭和三十九年度以後の年度分の都市計画税に適用し、昭和五十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。）

（自動車税に関する経過措置）
第十二條 旧法附則第十二條の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十九年度分の自動車税については、なお従前の例による。
（狩猟者登録税に関する経過措置）
第十三條 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。
（国民健康保険税に関する経過措置）

第十四條 旧法附則第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三條の四第五項及び第八項の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。
2 旧法附則第三十三條第二項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三條の五の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第十五條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する経過措置）
第十六條 法律の一部改正に伴う経過措置として、この法律の施行後に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在市町村交付金について適用し、昭和六十一年度分までの国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法附則第十七項の表の第六号の規定は、昭和五十九年四月一日以後において敷設された同号に掲げる停車場設備（乗降場）に係る部分に限る。線路設備又は電路設備に係る昭和六十一年度以後の年度分の日本国有鉄道有資産所在市町村納付金について適用する。
3 昭和五十九年三月三十一日までに敷設された第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の表の第六号に掲げる構築物に係る日本国有鉄道有資産所在市町村納付金については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十七條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正）
第十八條 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を次のように改正する。
第二条中「又は第十九條の四第一項」を削る。
（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）
第十九條 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九號）の一部を次のように改正する。
附則第十六條第四項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。
（塩専売法の一部改正）
第二十條 塩専売法（昭和五十九年法律第七十號）の一部を次のように改正する。
附則第四條第九項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。
（日本電信電話株式会社法の一部改正）
第二十一條 日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五號）の一部を次のように改正する。

附則第九條第四項中「市街化調整区域内に所在し」を「市街化区域内に所在する土地以外の土地であり」に改める。

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一、九七〇
三 教育費	1 小学校費	一人につき	三、一七九、〇〇〇
	2 中学校費	一人につき	三、二五七、〇〇〇
	3 高等学校費	一人につき	五、二九二、〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	三七、二〇〇
(2) 投資的 経費	生徒数	一人につき	三五、九〇〇
4 特殊教育 諸学校費	教職員数	一人につき	三、二〇六、〇〇〇
(1) 経常経費	児童及び生徒の 数	一人につき	一五一、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	六六八、〇〇〇
5 その他の 教育費	学級数	一学級につき	七九〇、〇〇〇
四 厚生労働費	人口	一人につき	二、六六〇
1 生活保護 費	町村部人口	一人につき	五、七九〇
2 社会福祉 費	人口	一人につき	二、四九〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	三六一
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	四、四三〇
3 衛生費	人口	一人につき	五〇五
4 労働費	失業者数	一人につき	六九〇、〇〇〇
五 産業経済費	農家数	一戸につき	五七、九〇〇
1 農業行政 費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	五一、六〇〇
(1) 経常経費			
(2) 投資的 経費			
2 林野行政 費			

(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、六四〇
(2) 投資的 経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	六、〇九〇
3 水産行政 費	水産業者数	一人につき	一三九、〇〇〇
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	六八、二〇〇
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一、三四〇
4 商工行政 費	人口	一人につき	一、三四〇
六 その他の行 政費	世帯数	一世帯につき	七、五二〇
1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、〇七六、〇〇〇
2 恩給費	人口	一人につき	三、五五〇
3 その他の 諸費	人口	一人につき	二、七九〇
面積	一平方メートルにつき	七三三、〇〇〇	
面積	一平方メートルにつき	九五〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき	一六八
八 地方税減収 補てん償還 費	地方税の減収補 てんのための昭 和五十九年度か ら昭五十九年度 までの各年度に おいて特別に発 行された地方債 の償還額	千円につき	一四八
九 財源対策債 償還費	昭五十九年度か ら昭五十九年度 までの各年度に おいて特別に発 行された地方債 の償還額	千円につき	一四五
十 地域財政特 例対策償還 費	地域財政特例 の昭五十九年度 から昭五十九年 度までの各年度 に於ける当該特 例の償還額	千円につき	八二

市町村		の各年度にお いて特別に発行 を許可された地 方債の額	
一 消防費	人口	一人につき	六、〇一〇円
二 土木費			
1 道路橋り よう費	道路の面積	千平方メートルにつき	九二、二〇〇
(1) 經常経 費	道路の延長	一キロメートルにつき	四四八、〇〇〇
(2) 投資的 経費			
2 港湾費			
(1) 經常経 費	港湾（漁港を含 む）における係 留施設の延長	一メートルにつき	二一、六〇〇
(2) 投資的 経費	港湾（漁港を含 む）における外 郭施設の延長	一メートルにつき	八、四八〇
3 都市計画 費			
(1) 經常経 費	都市計画区域に おける人口	一人につき	五七八
(2) 投資的 経費	都市計画区域に おける人口	一人につき	四七〇
4 公園費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	三三五
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	三一六
5 下水道費	人口	一人につき	一四六
6 その他の 土木費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	七九三
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	二六九
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二七、六〇〇
(1) 經常経 費	学校数	一学級につき	五二二、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学校数	一校につき	〇五七、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	三五三、〇〇〇
五、 〇五七、 〇〇〇			
三三、 〇〇〇			
二 中学校費	生徒数	一人につき	二五、四〇〇
(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	六七八、〇〇〇
(2) 投資的 経費	学校数	一校につき	五、一七一、〇〇〇
3 高等学校 費	学級数	一学級につき	三五三、〇〇〇
(1) 經常経 費	教職員数	一人につき	五、四一一、〇〇〇
(2) 投資的 経費	生徒数	一人につき	三六、七〇〇
4 その他の 教育費	生徒数	一人につき	二一、〇〇〇
(1) 經常経 費	人口	一人につき	四、六〇〇
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	一九二
四 厚生労働費			
1 生活保護 費	市部人口	一人につき	五、四二〇
2 社会福祉 費			
(1) 經常経 費	人口	一人につき	二、五一〇
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	四六四
3 保健衛生 費	人口	一人につき	二、八八〇
4 清掃費	人口	一人につき	四、〇九〇
(1) 經常経 費	人口	一人につき	五二二
(2) 投資的 経費	人口	一人につき	六九〇、〇〇〇
5 労働費	失業者数	一人につき	
五 産業経済費			
1 農業行政 費	農家数	一戸につき	二九、七〇〇
(1) 經常経 費	農家数	一戸につき	一五、〇〇〇
(2) 投資的 経費	農家数	一戸につき	

十 財源対策債償還費	九 地方税減収補てん償還費	八 辺地対策事業債償還費	七 災害復旧費	六 その他の行政費	3 産業経済費	2 商工行政費
昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける財源対策のため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける地方税の減収補てんのため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける地方税の減収補てんのため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける災害復旧事業費のため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於けるその他の行政費のため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける産業経済費のため発行した地方債の額	昭和三十九年度から昭和三十九年度までの昭和三十九年度に於ける商工行政費のため発行した地方債の額
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき
一四五	一六八	八〇〇	九五〇	八六七〇	二〇、一〇〇	六三五

十一 地域財政特別対策債償還費	地域財政特別対策のため昭和五十七年度から昭和五十九年度までの昭和三十九年度に於ける特別に発行した地方債の額	千円につき	八二
-----------------	---	-------	----

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「当せん金付証券の発売」に改め、同条中「公共事業」の下に「その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業」を加え、「当せん金付証券法」を「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)」に、「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に改める。

第三十二条の二「昭和六十年」を「昭和七十年」に、「百分の一」を「百分の十二」に改める。

(当せん金付証券法の一部改正)

第三条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

当せん金付証券法

本則中「当せん金付証券」を「当せん金付証券」に、「当せん金品」を「当せん金品」に、「当せん金」を「当せん金」に、「当せん品」を「当せん品」に、「当せん」を「当せん」に改める。

第四条第一項中「公共事業」を「同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業(次項において「公共事業等」という。)」に改め、同条第二項中「公共事業」を「公共事業等」に改める。

第五条第一項中「こゝてはならない」を「超えてはならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自治大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高金額又は価格は、証券金額の二十万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

第七条第一項第七号及び第九号第八号中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改め、同条第二項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に、「責を責め」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(住民の理解を深めるための措置等)

第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証券の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証券に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

第十四条中「經理を」を「經理については」に、「これをなし、且つ」を「行い、かつ」に、「貸付」を「自治省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 受託銀行は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、自治省令で定めるところにより、翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

(公営企業金融公庫法の一部改正)
第四条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、公庫が、債券を失つた者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方財政法第三十二条の改正規定及び第三条の規定並びに附則第五項から第七項まで及び第九項の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年年度分の地方交付税から適用する。

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、昭和六十年年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。

4 昭和六十年年度に限り、前項の規定によりその例によることとされる第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の適用について

ては、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十年二月二十八日までとの間において売り渡された製造たばこの本数」とする。

(地方財政法及び当せん金附託票法の一部改正に伴う経過措置)
5 第二条の規定による改正後の地方財政法第三十二条の規定並びに第三条の規定による改正後の当せん金付託票法第四条、第五条第二項、第七条第一項第七号、第九条第八号及び第十一条の規定は、昭和六十年十月一日以後の日を発売日の初日とする当せん金付託票について適用し、同年九月三十日以前の日を発売日の初日とする当せん金付託票については、なお従前の例による。

6 第三条の規定による改正後の当せん金付託票法第十四条の規定は、当せん金付託票の発売等(同法第六条第一項に規定する当せん金付託票の発売等をいう。以下この項において同じ)に關する経理で昭和六十年十月一日以後に行われるものについて適用し、当せん金付託票の発売等に関する経理で同年九月三十日以前に行われるものについては、なお従前の例による。

7 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる当せん金付託票に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
8 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「昭和五十九年度から」を「昭和六十年年度から」に改め、「昭和五十九年

度分にあつては十一兆五千二百八億七千八百万円(以下「昭和五十九年度分の借入金限度額」という。))を削り、「昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に帰属させることとした五兆八千二百七十七億六千九百九十四億一千九百九十九円」に、「昭和六十年年度分の借入金限度額」を「昭和六十年年度分の借入金限度額」に改める。

附則第六條中「昭和五十九年度」を「昭和六十年年度」に改める。

附則第七條を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)
第七條 第四条の規定による一般会計からの繰入金額は、同条の規定により算定した額に、昭和六十年年度にあつては千億円を、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十億円を加算した額とする。

(自治省設置法の一部改正)
9 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七号及び第五條第二十二号中「当せん金附託票」を「当せん金付託票」に改める。

第十條第十三号中「当せん金附託票」を「当せん金付託票」に改める。

三月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

律
(地方公務員災害補償法の一部改正)
第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受けた職員」の下に、「(第四十七條において「被災職員」という。)及びその遺族」を加える。

第十條第三項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二條第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第三号中「五十五歳を二十歳に改める。」

第三十四條第一項第六号中「五十五歳を二十歳」に改める。

第四十七條を次のように改める。

(福祉施設)
第四十七條 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に關して必要な次の施設をするように努めなければならない。

一 外科後処置に關する施設、補装具に關する施設、リハビリテーションに關する施設
その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設

二 被災職員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設

附則第七條の次に次の二條を加える。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)
第七條の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第三十二條及び第三十四條の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三十二條第一項第一号及び第三号並びに第三十四條第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

三十七

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十九歳

2 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第三十二条第一項第四号に規定する者であつて第三十四条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。)は、第三十二条第一項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けられることができる遺族とする。この場合において、第三十三条第一項中「遺族補償年金を受けられることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けられることができる遺族(附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けられることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第三十四条第二項中各号の「一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
昭和六十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
昭和六十五年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けべき順位は、第三十二条第一項(第一項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母

を先にし、実父母を後にする。
4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第六条第一項から第四項までの規定の適用を妨げるものではない。

5 第二項に規定する遺族に対する第四十四条の規定の適用については、同条第二項中「第三十二条第三項」とあるのは、「附則第七条の二第三項」とする。
(年金たる補償額の自動改定)
第七条の三 年金たる補償については、基金は、当分の間、自治省令で定めるところにより、国家公務員災害補償法附則第二十二項の規定による国家公務員の年金たる補償額の改定の例により、当該年金たる補償額を改定して支給する。
附則第八條第一項中「にかかわらず、この法律の規定」の下(第三十九条の二を除く。))を加え、「とする」を「とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする」に改める。
(消防組織法の一部改正)
第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
第十五条の七第二項中「の福祉に」を「又はその者の遺族の福祉に」に改める。
(水防法の一部改正)
第三条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第六条の二第二項中「又は水防団員の福祉に」を「若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に」に改める。
第四条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「の福祉に必要な施設をすること」を「(以下)被災団員」という)の社会復帰の促進並びに被災団員及びその遺族の援護を図ること」に改める。

第七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は自治大臣に意見を提出することができる。
第八条第七項中「二年」を「二年」に改める。
第九条の三を次のように改める。
(消防団員等福祉施設)
第九条の三 基金は、市町村又は水害予防組合に代わつて、政令で定めるところにより、被災団員及びその遺族の福祉に必要なる施設の施設(第二十四条において「消防団員等福祉施設」という。)をするように努めなければならない。
一 外科後処置に関する施設、補装具に関する施設、リハビリテーションに関する施設その他の被災団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な施設
二 被災団員の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他の被災団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の施設
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。
(経過措置)
2 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第三十二条及び第三十四条の規定(新法附則第七條の二第一項において読み替えられる場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に死亡した職員の遺族について適用し、施行日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。
3 新法附則第八條の規定は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金のうち施行日以後

を先にし、実父母を後にする。
4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第六条第一項から第四項までの規定の適用を妨げるものではない。

の期間に係る分について適用し、施行日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に地方公務員災害補償基金の理事若しくは監事又は消防団員等公務災害補償等共済基金の役員である者の任期については、なお従前の例による。

昭和六十年四月十七日印刷

昭和六十年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局